

第4回 発達障害者施策検討会 議事次第

【日時】平成20年8月4日（月）14:00～16:00

【場所】中央合同庁舎第4号館共用108会議室（1F）

【議事】

- 構成員・参考人紹介
- 今回の検討会の趣旨説明
- 発達障害者施策推進の今後の方向性について
- 都道府県、市町村の取組み事例発表（三重県、舞鶴市）
- 意見交換
- その他（今後のスケジュール等）

【出席予定】

- 発達障害者施策検討会構成員及び参考人
- 厚生労働省及び関係省庁担当部局

【配付資料】

- 資料1 座席表
- 資料2 発達障害者施策検討会開催要綱及び構成員等名簿
- 資料3 発達障害者支援の基本的考え方と課題（案）
- 資料4 障害児支援の見直しに関する検討会報告書の概要
- 資料5 発達障害者施策推進の今後の対応の方向性について（案）
- 参考1 発達障害者支援法
- 参考2 発達障害者支援施策関係資料
- 参考3 障害児の見直しに関する検討会報告書

（別綴）自治体における発達障害者施策の取組み事例①（三重県）

”

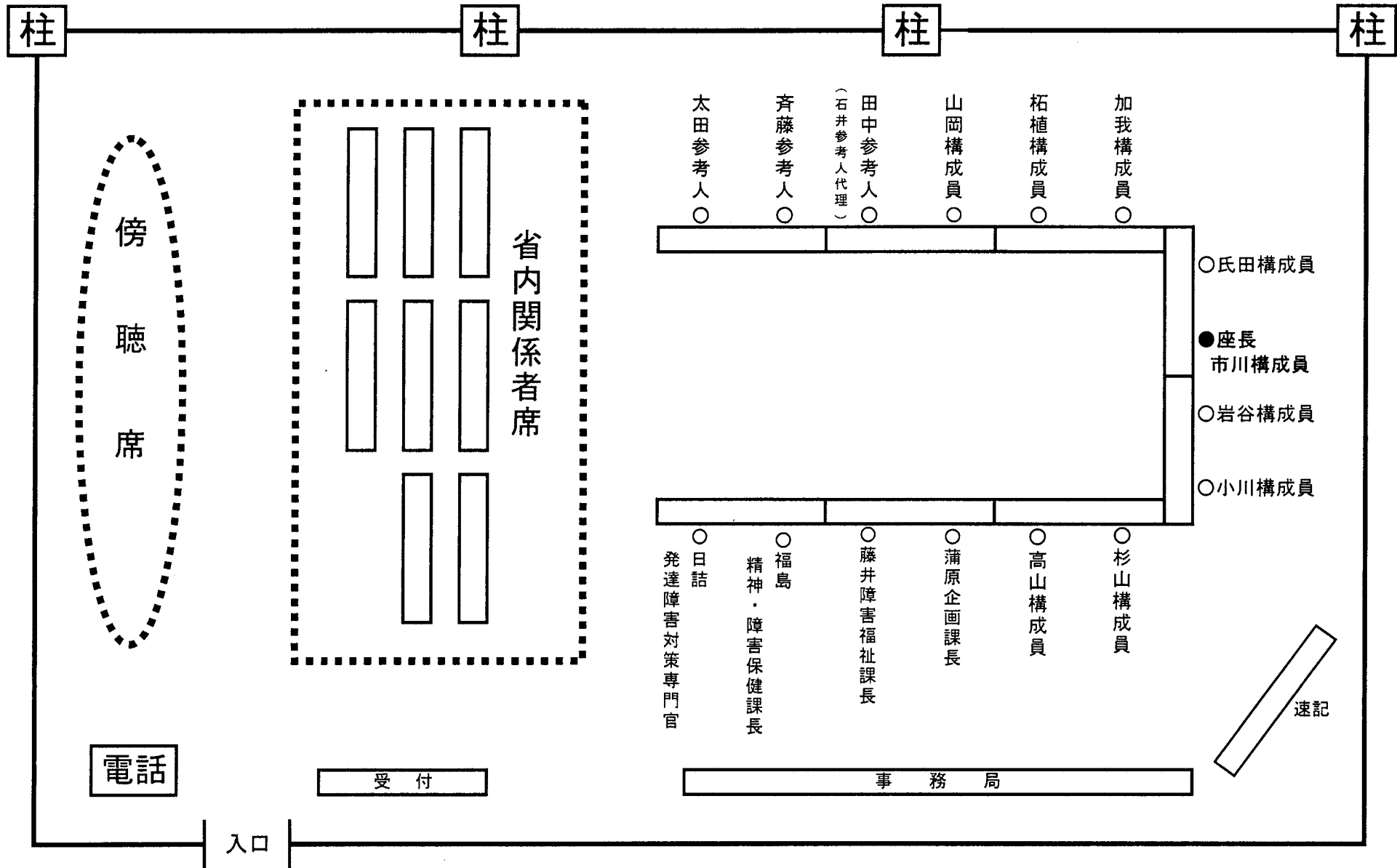
事例②（舞鶴市）

第4回 発達障害者施策検討会 座席表

第4回発達障害者施策検討会
平成20年8月4日(月) 資料1

日時:平成20年8月4日(月)14:00~

場所:中央合同庁舎第4号館共用108会議室(1F)



第4回発達障害者施策検討会	
平成20年8月4日(月)	資料2

発達障害者施策検討会開催要綱

1. 趣旨

発達障害に関する知見を集積し、発達障害に関する情報の幅広い提供を行う発達障害情報センターの情報内容の検討や乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した発達障害者支援開発事業の方針・評価等に関して必要な事項等を検討することを目的に検討会を開催する。

2. 検討課題

- (1) 発達障害情報センターの情報内容の選定・評価に関すること。
- (2) 発達障害者支援開発事業のモデル事業の方針、評価に関すること。
- (3) その他、発達障害者施策に関すること。

3. 構成等

- (1) 検討会は発達障害児(者)に関する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が選任する者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長をおき、検討メンバーの互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会の下部に、発達障害情報センターの情報の企画及び発達障害者支援開発事業のモデル事業の企画を推進するための、企画・編集連絡会を開催できることとする。
- (4) 連絡会のメンバーは、社会・援護局障害保健福祉部長が指名する。

4. 検討会

- (1) 検討会は座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

5. その他

検討会及び連絡会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課において行う。

発達障害者支援の基本的考え方と課題 (案)

- 1 発達障害者支援の基本的な考え方
- 2 発達障害の範囲について
- 3 発達障害者支援における課題として考えられる事項
 - (1) 当事者や家族に対する支援提供の流れに沿った課題
 - ①気づきに関する課題
 - ②診断前支援に関する課題
 - ③診断に関する課題
 - ④アセスメント・モニタリングに関する課題
 - ⑤支援に関する課題
 - ⑥連携に関する課題
 - (2) 発達障害に関わる者の役割と課題
 - ①直接処遇職員の役割と課題
 - ②発達障害についての専門的な支援を行う者の役割と課題
 - ③発達障害者支援センターの役割と課題
 - ④市町村の役割と課題
 - ⑤都道府県等の役割と課題
 - ⑥国の役割と課題

1. 発達障害者支援の基本的な考え方

○平成17年4月に施行された発達障害者支援法において国及び地方自治体は、児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育、放課後児童健全育成事業の利用、就労支援、地域での生活支援や家族の支援等を行える体制と人材を整備し、発達障害のある人に対してライフステージを通した一貫した支援を提供することを責務とすることとなった。発達障害者支援法を踏まえ、政府としては以下のような観点から様々な施策を行ってきたところである。

【支援手法の開発】

○まずは、発達障害者への支援を行う上で、客観的に検証された支援手法をメニュー化し普及して、全国のどこに住んでいても発達障害者一人一人の能力のアンバランスさや、環境による適応性の変化等の評価（アセスメント）と、能力・環境の変化に応じた再評価の継続（モニタリング）に基づいた支援が受けられるようにすることが重要である

【人材の育成】

○上記のような支援を提供するためには、現場で発達障害者を担当するものから専門的人材まで、それぞれの役割に応じた研修等の機会が十分されることも重要である。

【地域支援体制の整備】

○また、発達障害の場合は、発達障害に気づいてから診断を受けるまでの期間が他の障害に比べて長く、この間の対応が特に重要であることや、当事者や家族自身に対する支援が、どの年代でも共通の視点で提供される体制の整備も重要である。

【情報提供・普及啓発】

○さらに、発達障害の特性が周囲には理解されにくいものであることから、発達障害についての情報をわかりやすく周知することが重要である。

2. 発達障害者の範囲について

○本検討会による検討においては、発達障害者支援法の制定の趣旨を踏まえ、現行の「発達障害」の範囲の中で検討を行うこととしてはどうか。

3. 発達障害者支援における課題として考えられる 事項

発達障害者支援の基本的な考え方に基づいて、「当事者や家族に対する支援提供の流れ」と「発達障害者支援に関わる者の役割」の二つの観点から、現在考えられる課題を以下のとおり整理した。

(1) 当事者や家族に対する支援提供の流れに沿った課題

【基本的考え方】

ライフステージにかかわらず、必要な支援が提供されるような体制の一層の整備が必要ではないか。

【個別の論点】

①気づきに関する課題

- 当事者や家族、保育士、教諭、ハローワーク相談担当者等の直接処遇職員が発達障害の可能性に気づくためには、普段から発達障害の特性に関する信頼のおける情報がわかりやすく様々な形で提供されていることが必要ではないか。【情報提供・普及啓発】
- 発達障害については、1歳6か月児健診や3歳児健診などを契機に分かる場合があり、健診時点では疑いにとどまる場合も含め、確実にフォローを行い、必要に応じて福祉につないでいく体制を地域で作ることが必要ではないか。また、直接処遇職員が発達障害の可能性に気づいた場合にも、当事者や家族に対して適切な情報提供が行えるよう、専門的な人材によるバックアップ体制の充実が必要ではないか。【人材の育成】 【地域支援体制の整備】 【情報提供・普及啓発】
- 当事者（青年期・成人期の場合）や家族が、直接処遇職員よりも先に発達障害の可能性に気づいて心配している時にも、確実にフォローを行い、必要に応じて専門機関につなげる体制を作ることが必要ではないか。【支援手法の開発】 【人材の育成】 【情報提供・普及啓発】

②診断前支援に関する課題

- 家族が心配して発達障害の専門的な相談機関や診療機関に相談しようとしても、当該機関の相談開始日まで待機期間が長いことがある。発達障害の確定診断前から支援が受けられるようにすることや、例えば家族の心が揺れているような段階に、支援を体験利用できるようにすることも必要ではないか。【支援手法の開発】
【人材の育成】 【地域支援体制の整備】
- 当事者や家族が発達障害に気づき取り組む準備ができていない場合には、診断につなげようとするよりも、その時点でできる日常的・具体的な支援方法の提供が必要ではないか。【支援手法の開発】 【人材の育成】 【情報提供・普及啓発】

③ 診断に関する課題

- 発達障害の的確な診断や診察に対するニーズが高いことを踏まえて、専門性を有する医師の確保を進めるための対策として、発達障害の診断や診療に係る人材養成の強化が必要ではないか。【支援手法の開発】【人材の育成】
- 診断後の家族に対する支援として、既に障害児を育て様々な経験のある親の話を聞いたり、現に障害児を育てている親同士で相談や情報交換を行ったりするピア・カウンセリングの機会を充実させていくことが必要ではないか。【支援手法の開発】【人材の育成】【地域支援体制の整備】

④ アセスメント・モニタリングに関する課題

- これまでは保健・医療・福祉・教育・就労などの各分野の支援提供のために必要なアセスメントやモニタリングが個々様々に行われていたが、今後は、支援を行う機関が十分に連携し、継続的な支援を提供することが重視されることから、基盤となる共通のアセスメントやモニタリング方法の開発の明確化が必要ではないか。【支援手法の開発】 【地域支援体制の整備】
- また、発達障害者に適したアセスメントやモニタリングを行う専門家の養成が必要ではないか。【人材の育成】

⑤ 支援に関する課題

- 発達障害者に提供されている様々な支援手法が、十分な検証を受けていない現状があることから、国として客観的に検証された支援手法のメニューを整備し、普及することが必要ではないか。【支援手法の開発】 【情報提供・普及啓発】
- 検証された支援手法を適用する際は、発達障害者に適したアセスメントを踏まえた上でなされることが必要ではないか。【支援手法の開発】
- これまでは、直接処遇職員や専門的な支援を行う者がいかに支援を行うかといった視点による支援手法の研究や普及が主であったが、今後はいかに当事者や家族自身が問題の解決を図るための方法を身につけるかという視点による研究や普及も必要ではないか。【支援手法の開発】 【人材の育成】 【情報提供・普及啓発】
- 発達障害の青年期・成人期について、就労支援に関しては支援モデルが開発されており、それらを更に推進することが必要ではないか。一方、青年期・成人期の生活支援については支援モデルが十分開発されていないため、重点的に開発することが必要ではないか。【支援手法の開発】 【地域支援体制の整備】

⑥連携に関する課題

○発達障害者には、その時々に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係機関が内部及び相互の連携を図りつつ支援を行うことが必要であり、地域自立支援協議会の活用等により、関係機関や関係者の連携システムを構築することが必要ではないか。

また、個人情報取り扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことも必要ではないか。【地域支援体制の整備】

○文部科学省と厚生労働省など関係府省が、発達障害の施策について話し合いを行う機会は増えているが、具体的な事業や研究等について、更に共同で行う点はないか。【地域支援体制の整備】

(2) 発達障害者支援に関わる者の役割と課題

【基本的考え方】

発達障害者支援を推進する際に今後求められる、直接処遇職員、発達障害についての専門的な支援を行う者、発達障害者支援センター、市町村、都道府県等、国それぞれの基本的な役割を明確にすべきではないか

【個別の論点】

①直接処遇職員の役割と課題

- 保育所・幼稚園、学校、福祉サービス事業所等の直接処遇職員は、発達障害の特性や支援方法に関する理解を深め、当事者や家族に対する基本的な支援が行えること、専門的な支援を行う機関への紹介ができることが重要である。
- そのためには、研修機会への積極的な参加とともに、専門的な支援を行う機関と連絡の取れる体制を確保することが必要ではないか。

②発達障害について専門的な支援を行う者の役割と課題

- 医療機関、保健所・保健センター、精神保健福祉センター、教育センター、障害者職業センター等の機関で専門的な支援を行う者は、発達障害についての信頼がおける情報を常に把握し、直接処遇職員のスーパーバイズを行えるよう努めることが重要である。
- そのためには、日頃から適切な情報の収集や研修への参加を積極的に行うとともに、直接処遇職員への支援技術を高めることが必要ではないか。

③発達障害者支援センターの役割と課題

- 発達障害に関する相談については、特定の障害や年代だけに偏らず、必要とする発達障害者と家族、関係者に対して適切なアセスメントや相談等の対応が提供でき、直接処遇職員や発達障害について専門的な支援を行う者では対応が難しい場合には、より専門的な支援を行う立場から責任を持って対応をすること、都道府県等の全体の状況を把握し、都道府県等行政（特別支援教育センター等）と協力しながら必要な整備を行うことが重要である。
- そのためには、日頃から都道府県等における発達障害者支援の中核であることを十分に意識して業務を行い、効果的な支援体制が構築できるように積極的に関係機関との連携を深めることが必要ではないか。
- また、家族同士のピア・カウンセリングを行うペアレントメンターの養成を検討すべきではないか。

④市町村の役割と課題

- 市町村は、国や都道府県の提供する発達障害者支援のモデルも参考にしながら発達障害者支援にかかわる事業の予算化や、事業の実施を行うが、個別の支援計画の提供、人材の育成、住民に対する普及啓発などを整備することが必要である。
- そのためには、地域自立支援協議会の活用（子ども部会の設置等）等により関係機関や関係者の連携システムを構築していくことや、個人情報への取扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことが必要ではないか。

⑤都道府県等の役割と課題

- 都道府県は、発達障害者支援センター等と協力して、都道府県内の発達障害者の置かれている状況を把握し、発達障害者支援にかかわる事業の予算化や、事業の実施を行うが、県立病院や精神保健福祉センター、保健所、児童相談所や特別支援学校等における協力体制を構築する。市町村では対応が難しい場合のバックアップ体制の確立、人材の育成、住民に対する普及啓発などを整備することが必要である。
- そのためには、発達障害者支援センターを中心とした連携体制の構築を進めるとともに、都道府県として必要な整備を行うことも必要ではないか。

⑥国の役割

- 発達障害者支援について基本的な支援方針を示し、発達障害者支援センターや発達障害情報センター及び発達障害教育情報センターなどを中心とした基盤整備を進めるとともに、研究や開発事業によるアセスメント方法や支援手法等の検証と確立、専門的な人材の養成、社会全体に対する発達障害の正しい理解の普及啓発を更に進めることが重要である。
- そのためには、発達障害に関する情報の収集体制を確立するとともに、施策に対する定期的な点検や見直しを行うが必要ではないか。

障害児支援の見直しに関する 検討会報告書の概要

障害児支援の見直しに関する検討会報告書の概要

<見直しの4つの基本的視点>

- (1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- (3) 家族を含めたトータルな支援
- (4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

1. 障害の早期発見・早期対応策

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、障害児の専門機関等の連携を強化。
- 「気になる段階」から、保健センター等の身近なところで専門的に支援。

2. 就学前の支援策

- 障害児の専門機関による、保育所等への巡回支援等により、保育所等での受け入れをできるだけ促進。
- 通所施設について、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう検討。

3. 学齢期・青年期の支援策

- 放課後において、子どもの発達に必要な訓練などを実施するものは、放課後型のデイサービスとして事業実施を検討。
- 卒業後の地域生活や就労を見据え、夏休み等において体験的に就労事業等を利用。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

- 市町村を中心として、都道府県や障害児の専門機関が、市町村を支える体制。
- 地域自立支援協議会(子ども部会の設置)等により関係者の連携を強化。教育と連携した「個別の支援計画」づくり。

5. 家族支援の方策

- 心理的なカウンセリング、養育方法の支援等を検討。
- ショートステイの充実等により、家族の負担感を軽減。

6. 入所施設の在り方

- 障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、一元化を図っていくことが適当。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮。
- 子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、満18歳以上の入所者は、障害者施策として対応することを検討。その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないようにするなど配慮が必要。
- 特に、重症心身障害児施設については、更に、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう、小児神経科医等が継続して関わられるようにするなど、十分な配慮が必要。

7. 行政の実施主体

- 通所については、在宅の支援施策等との関係から、市町村とする方向で検討。
- 入所については、以下の3案を踏まえ、さらに検討が必要
 - (第1案) 市町村。(この場合児童養護施設等への入所と実施主体が異なるという課題あり。)
 - (第2案) 措置は都道府県、契約は市町村。(この場合、措置と契約で実施主体が異なるという課題あり。)
 - (第3案) 当面は都道府県。(この場合、市町村の関与を現状より強めることが適当。また、将来的には、市町村とすることを検討。)
- 障害児施設の利用(措置・契約)については、現行制度を基本にさらに検討。措置と契約について全国的に適切な判断が行われるよう、ガイドラインを作成。

8. 法律上の位置付けなど

- 保育所等の一般施策との連携の観点から「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべき。

発達障害者施策推進の
今後の対応の方向性について
(案)

1 基本的考え方

2 今後の対応の方向性（案）

（1）支援手法の開発

（2）人材の育成

（3）地域支援体制の整備

（4）情報提供・普及啓発

1 基本的考え方

「（資料3）3 発達障害者支援における課題として考えられる事項」に基づき、今後の発達障害者支援施策については、以下の方向性で取り組んでいくことが考えられるのではないか。

なお、障害の早期発見・早期対応策、ライフステージを通じた相談支援の方策、家族支援の方策等、障害児支援と共通する対応については、「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書に基づいて対応を講ずることとし、ここでは同報告書に盛り込まれていない発達障害特有の対応策について検討を行うこととする。

2 今後の対応の方向性（案）

（1）支援手法の開発

【基本的考え方】

○発達障害者については、当事者や家族の状況やニーズが個々様々であることから、一般施策を含めて様々な種類の支援をきめ細かく提供できるように支援手法の充実を図る必要がある。

○また、支援手法についてこれまで十分に検討されていない分野（発達障害に適したアセスメントやモニタリング、当事者や家族自身が問題の解決を図るための方法等）についても、随時開発を行う必要がある。

【対応の方向性】

○そのためには、支援手法の開発の状況を踏まえ、客観的に検証された発達障害者に関する支援手法を整備し、普及することとしてはどうか。

○また、発達障害の青年期・成人期における生活支援については支援モデルが十分開発されていないため、支援モデルを重点的に開発することとしてはどうか。

(2) 人材の育成

【基本的考え方】

- 発達障害の支援に関する人材の養成・研修は各機関で取り組まれているが、その内容の統一性、研修成果の活用はまだ十分ではないことから、全体としての構想を明確にした上で、標準的なテキストやマニュアル作成、直接処遇職員の中に発達障害者に対する支援に詳しい職員を養成していくための研修、研修後の人材活用を推進する必要がある。
- また、発達障害に関する診断やアセスメント、モニタリングを充実させること、家族同士が問題の解決を図ることができるようにすることが必要である。

【対応の方向性】

- そのためには、発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアルを作成し、それぞれが行う研修に利用することとしてはどうか。
- 診断基準や支援手法の開発の状況をふまえ、発達障害の診断や診療を行う医師をはじめとして専門的な支援を行う人材を養成する観点から、実際に発達障害の支援等に取り組んでいる施設等における実地研修の実施に取り組む。また、発達障害の診断を受けた者の家族同士という立場でピア・カウンセリングを行い、当事者や家族による問題解決を支援する、いわゆるペアレントメンター（ボランティア）の養成を行うこととしてはどうか。

(3) 地域支援体制の整備

【基本的考え方】

- 発達障害者について、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であるが、途切れなく当事者や家族を支援していくためには、どのような役割分担の上でそれぞれが支援していくかを明らかにした「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催が必要になっている。
- また、直接処遇職員に対して専門機関が行うバックアップ体制の整備、発達障害のアセスメントを行う機能の強化が必要である。
- 更に、発達障害者への就労支援については開発された支援モデルに基づくプログラムの普及が始まっており、強化していくことが必要である。

【対応の方向性】

- そのためには、発達障害支援体制整備事業において取り組まれている市町村等の個別の支援計画作成状況を調査し、必要に応じて発達障害者支援センター職員が市町村の担当部署に対して発達障害者の個別の支援計画作成と実施に対するサポートを行うこととしてはどうか。
- また、発達障害者支援センターについては、各都道府県等の整備状況をふまえながら、専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関として、機能強化を図ることとしてはどうか。
- さらに、国の就労支援については、ハローワークの体制を強化させるとともに、障害者職業総合センターで開発された技法により、地域障害者職業センターで試行実施されている「発達障害者に対する専門的支援のカリキュラム」の全国実施に向けた障害者職業カウンセラーの増配等の体制整備を行うこととしてはどうか。

(4) 情報提供・普及啓発

【基本的考え方】

○発達障害についての誤解や偏見から支援に結びつかない場合があること、発達障害の相談窓口の情報周知が不十分なため相談につながっていない場合があること、発達障害についての信頼のおける支援手法の判断が専門家以外では難しいこと等の課題があることから、受け手に合わせた様々な方法を用いた信用のおける情報の提供が必要である。

【対応の方向性】

○そのためには、受け手に合わせた様々な方法を用いて、信用のおける情報提供体制を確立するために、現在の発達障害情報センターの機能を強化するとともに、文部科学省の発達障害教育情報センターと緊密に連携を図りながら、必要な情報の収集、分析、発信が適切に行えるような体制の強化を図ることとしてはどうか。

◆発達障害者支援法◆

(平成十六年十二月十日法律第百六十七号)

最終改正年月日:平成二〇年六月一八日法律第七三号

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策(第五条—第十三条)

第三章 発達障害者支援センター等(第十四条—第十九条)

第四章 補則(第二十条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条

国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発

達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条

国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

第五条

市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第六条

市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条

市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条

国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条

市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条

都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第三十三条の指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条

市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確

保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条

国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条

都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条

都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
 - 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
 - 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
 - 四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条

発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条

都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条

都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条

都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条

都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条

国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条

国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条

国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条

国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

発達障害者支援施策関係資料

～平成20年度予算の概要～

発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

就学前(乳幼児期)

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

就学中(学童期等)

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後(青壮年期)

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）

専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）

厚生労働省における発達障害者支援施策

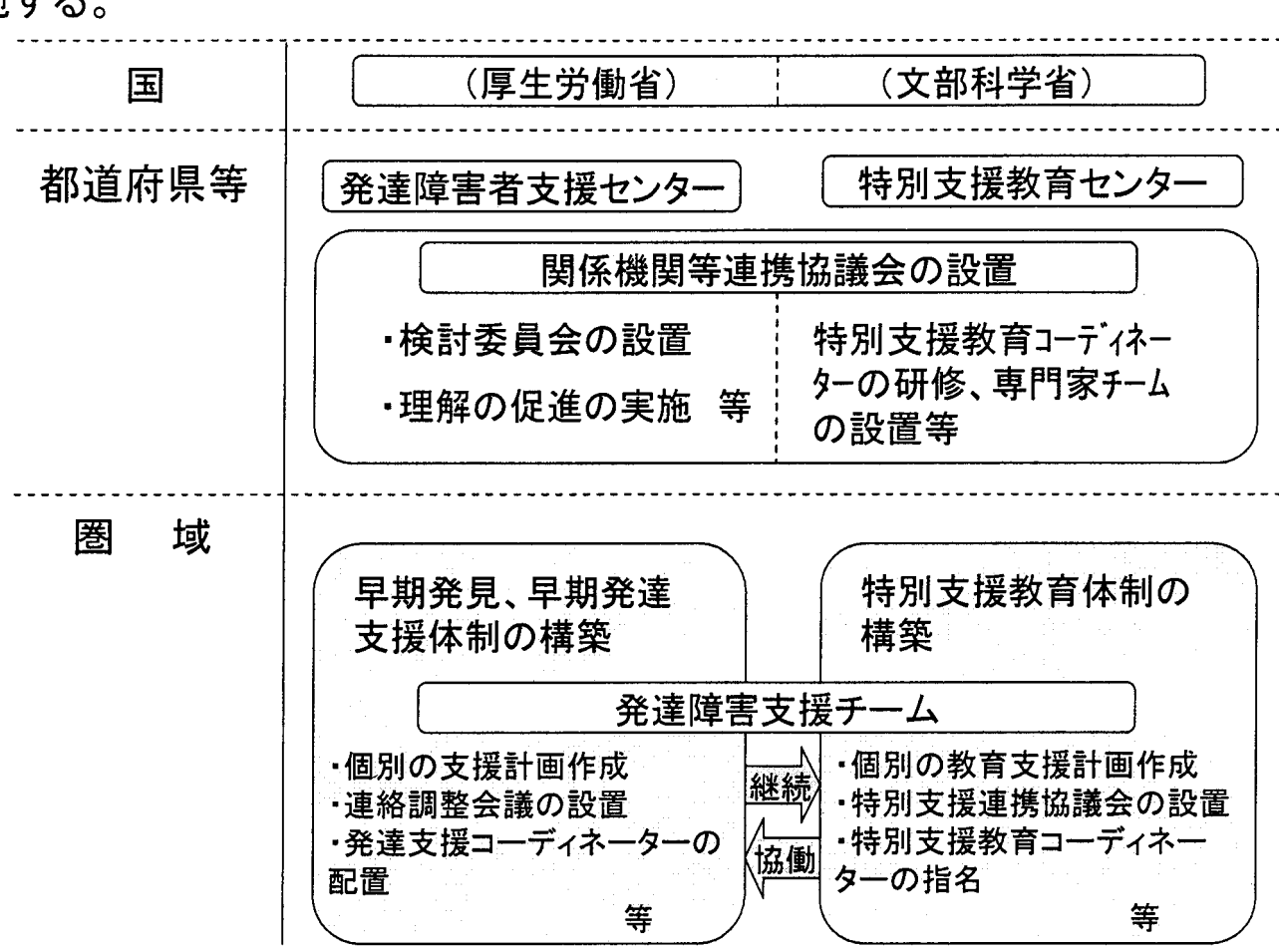
課 題	平成20年度施策
1 地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの形成 ●全県的な相談支援の充実	<p>①発達障害者支援体制整備事業(2.1億円) 発達障害者の検討委員会を設置(都道府県)、個別支援計画の作成(市町村)等を行うことにより、支援の体制を構築</p> <p>②発達障害者支援センターの設置、運営(地域生活支援事業の内数) 発達障害者やその家族などに対して、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施</p> <p>③子どもの心の診療拠点病院機構推進事業(母子保健医療対策等総合支援事業の内数) 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施。</p>
2 支援手法の開発	<p>④発達障害者支援開発事業(5.2億円) 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立(全国20箇所程度)</p> <p>⑤青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業(43百万円) 地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立</p>
3 就労支援の推進	<p>⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進(85百万円) ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、きめ細かな就労支援を実施するとともに、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害に対する専門的な就労支援を効果的に実施</p> <p>⑦発達障害者就労支援者育成事業(12百万円) 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者支援関係者に対し、就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会実施</p> <p>⑧発達障害者に対する職業訓練の推進(106百万円) 一般の職業能力開発校において、発達障害者対象職業訓練コースを設置するモデル事業を実施し、職業訓練機会の充実を図る</p>
4 情報提供・普及啓発	<p>⑨発達障害情報センター(49百万円) 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発を図る</p>
5 専門家の育成	<p>⑩発達障害研修事業(18百万円) 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場における対応を充実</p>

1 地域支援体制の確立

①発達障害者支援体制整備事業

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成等を行うことにより、支援の体制整備を構築する。

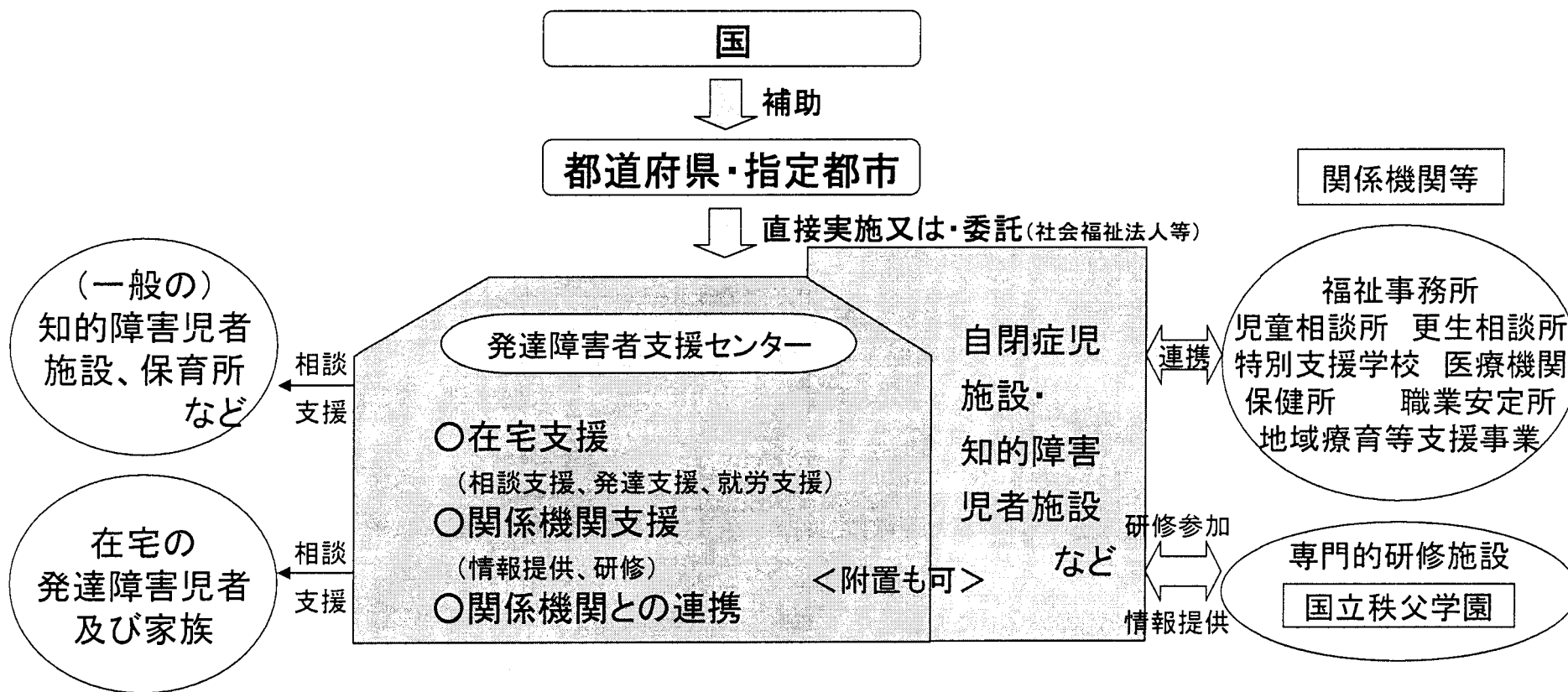
(※)文部科学省の実施する「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」と協働して実施する。



1 地域支援体制の確立

②発達障害者支援センター運営事業

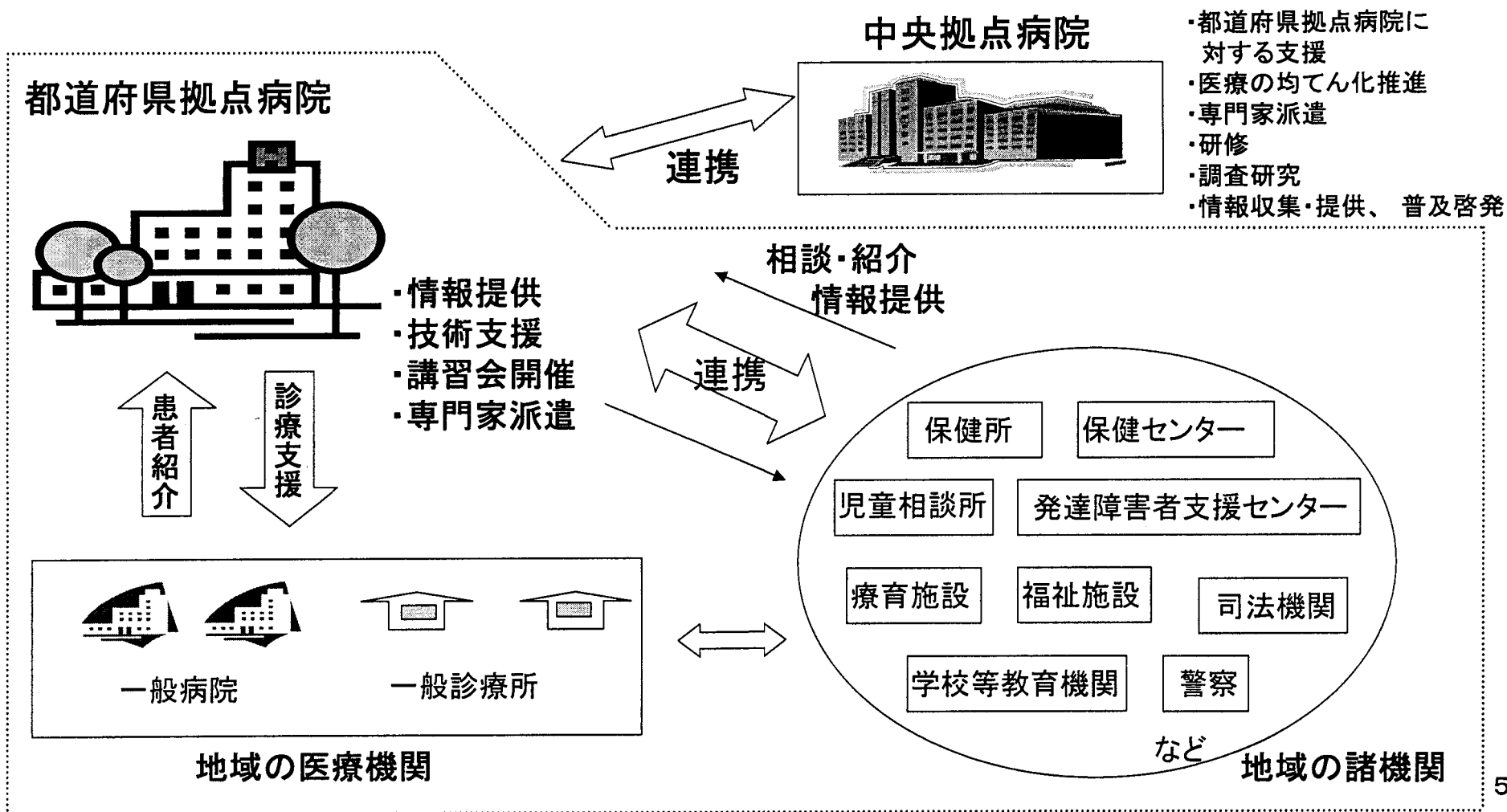
各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。



1 地域支援体制の確立

③子どもの心の診療体制の整備

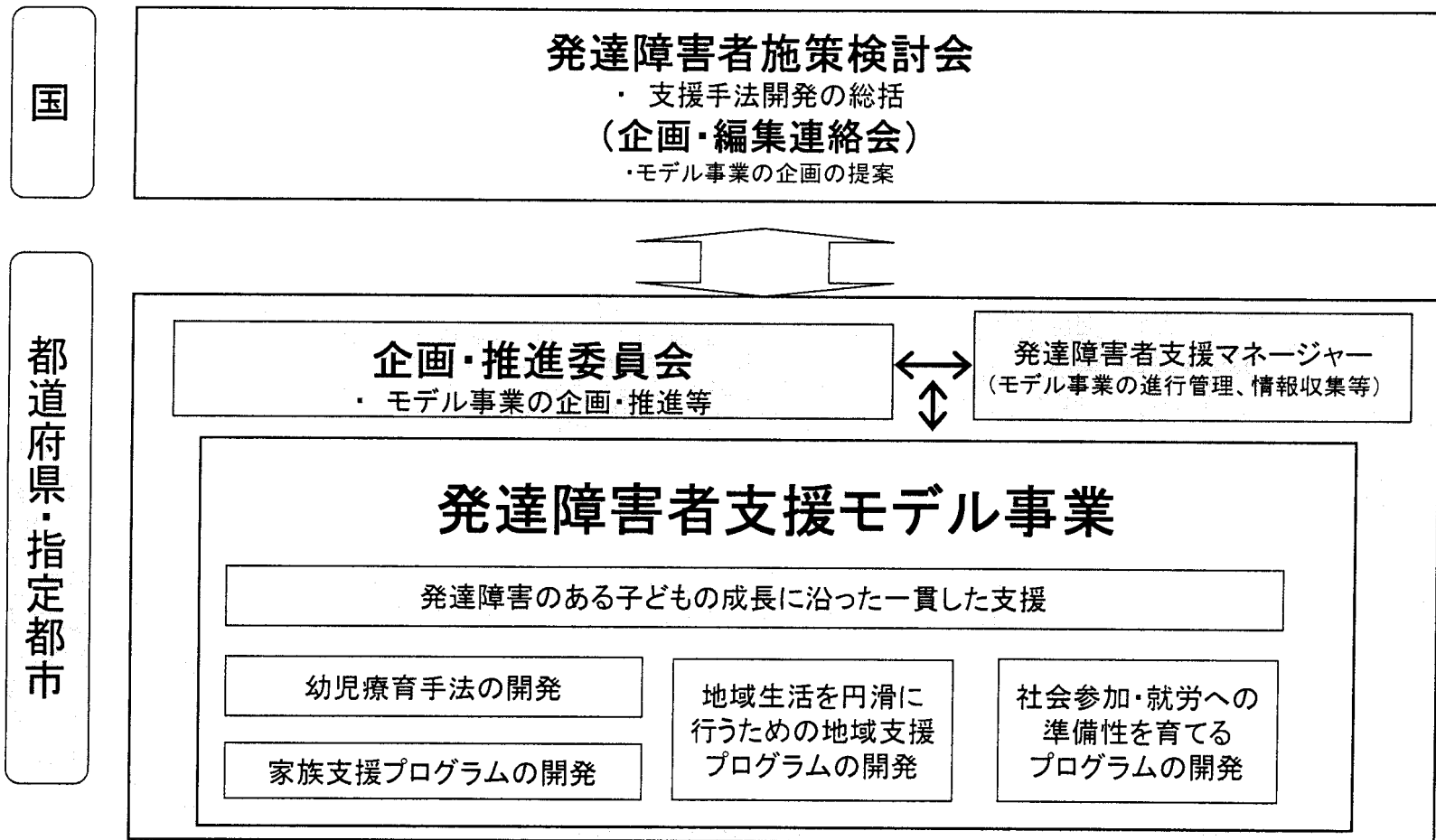
平成20年度においては、様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行っている。



2 発達障害者の支援手法の開発

④発達障害者支援開発事業

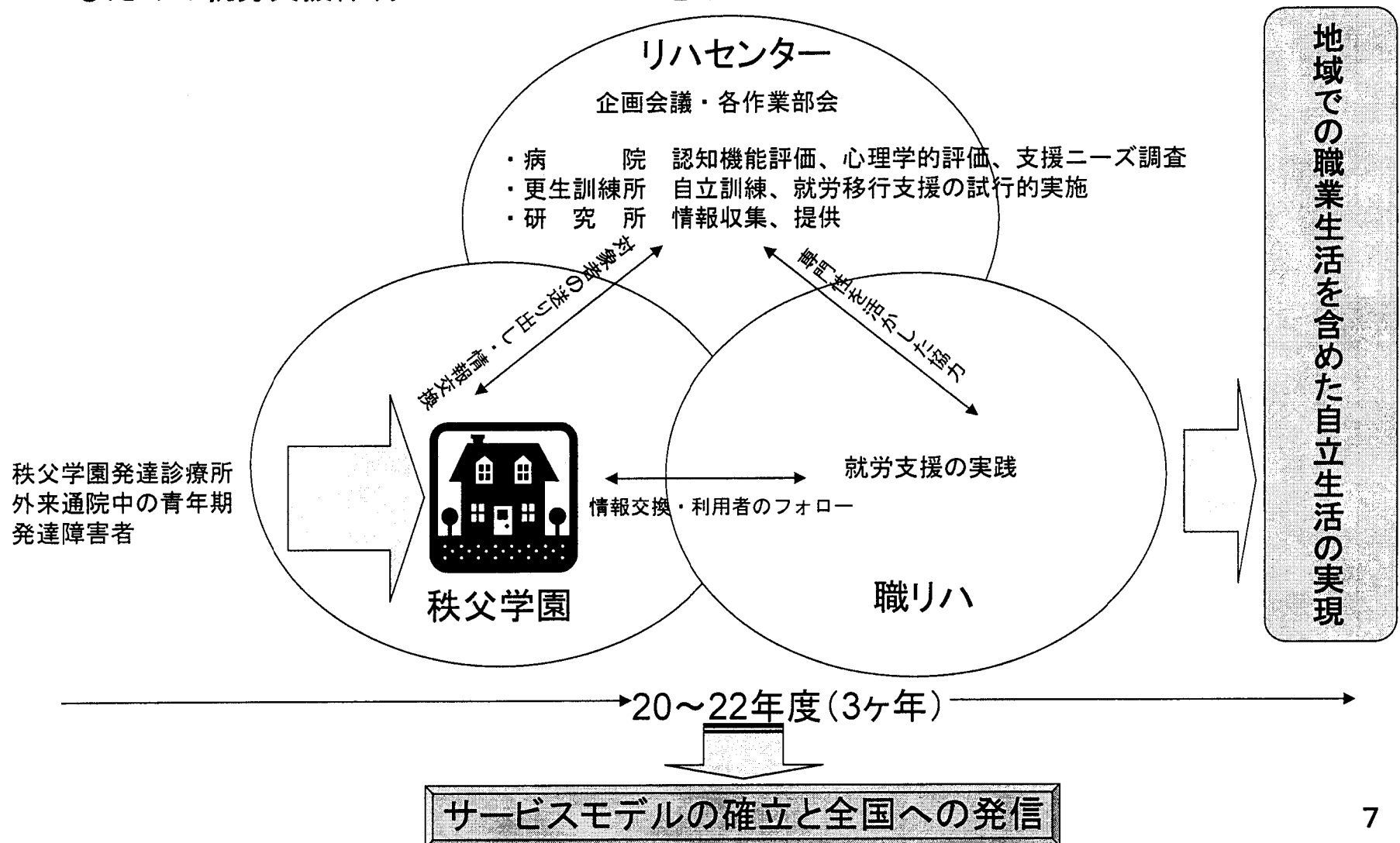
国に発達障害者施策検討会、都道府県・指定都市(全国20箇所程度)に企画・推進委員会を設置し、発達障害者、その家族、関係者に対する支援方策をモデル事業として実施し(市町村、社会福祉法人等に委託可)、それを評価・分析して発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。



2 発達障害者の支援手法の開発

⑤ 青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業(新規)

リハセンターを中心に国立秩父学園、職リハと協力のもとに中等教育卒業者等就労が困難な青年期発達障害者を対象として、地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立し、全国へ発信する。



3 就労支援の推進

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

⑥ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談、支援を実施する。

また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害者に対する就労支援の機能を強化し、適切な支援を実施する。

⑦ 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等の関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを実施するとともに、発達障害者と支援による体験交流会を開催する。

※ 実施箇所数 6箇所

発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける試行実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターで発達障害者に対する専門的支援の試行実施を行う。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

ケースワーク方式による職業指導等の実施

ハローワークにおいて、個々の障害者の能力・適性等に応じて、ケースワーク方式により、きめ細かな職業相談・職業指導を実施する。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を行う。

※ 障害者雇用納付金事業

障害者就業・生活支援センター事業の拡充

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関ネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

3 就労支援の推進

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

⑧一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練モデル事業 (平成19年度開始)

一般の公共職業能力開発校において、発達障害者を対象とした訓練コースを設置し、その障害に配慮した職業訓練を行うモデル事業を拡充する。

※ 実施箇所数 3箇所→6箇所

障害者職業能力開発校における発達障害者対象職業訓練の本格実施

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の運営する障害者職業能力開発校において、H18から発達障害者の試行的な受入れを開始したところであるが、上記の研究成果等を踏まえ、H20から新たに発達障害者対象訓練コースを設置し、職業訓練を本格実施する。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

IT等を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等に関する調査研究

発達障害のある人に対する職業訓練等における支援・配慮の提供に関する実態調査を実施し、効果的な支援・配慮に関する事例集及びマニュアルを作成するとともに、それらに関する知識を広げるための研修や情報提供の方法等について検討する。

※ (独)雇用・能力開発機構職業能力開発総合大学校の研究事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充により職業訓練機会の充実を図るとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発を行い、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

※ 対象者数 6,600人→8,150人

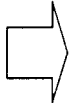
3 就労支援の推進 ⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

【現状】

- コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者は、採用に至らなかったり、離転職を繰り返して、ニートやひきこもりになる例も少なくない。
- こうした困難を抱える要因の1つとして「発達障害」である場合がある。

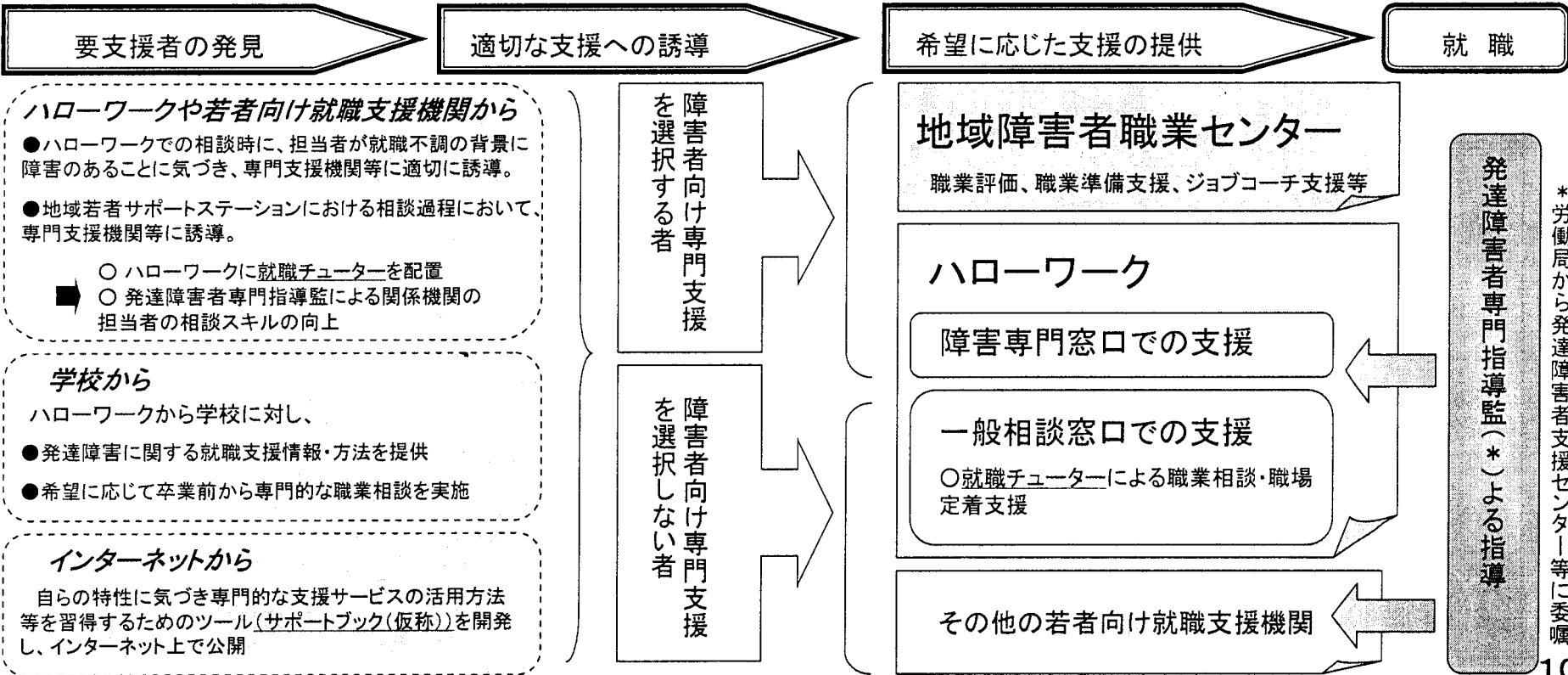
【対応の方向性】

- 発達障害であった場合でも、適切な支援を受けることで、就職可能性が拡大する。
- 発達障害ではないが、コミュニケーション能力に問題があるボーダーライン上の者の者についても、発達障害者と同様の支援を受けることで、その就職可能性が拡大する。

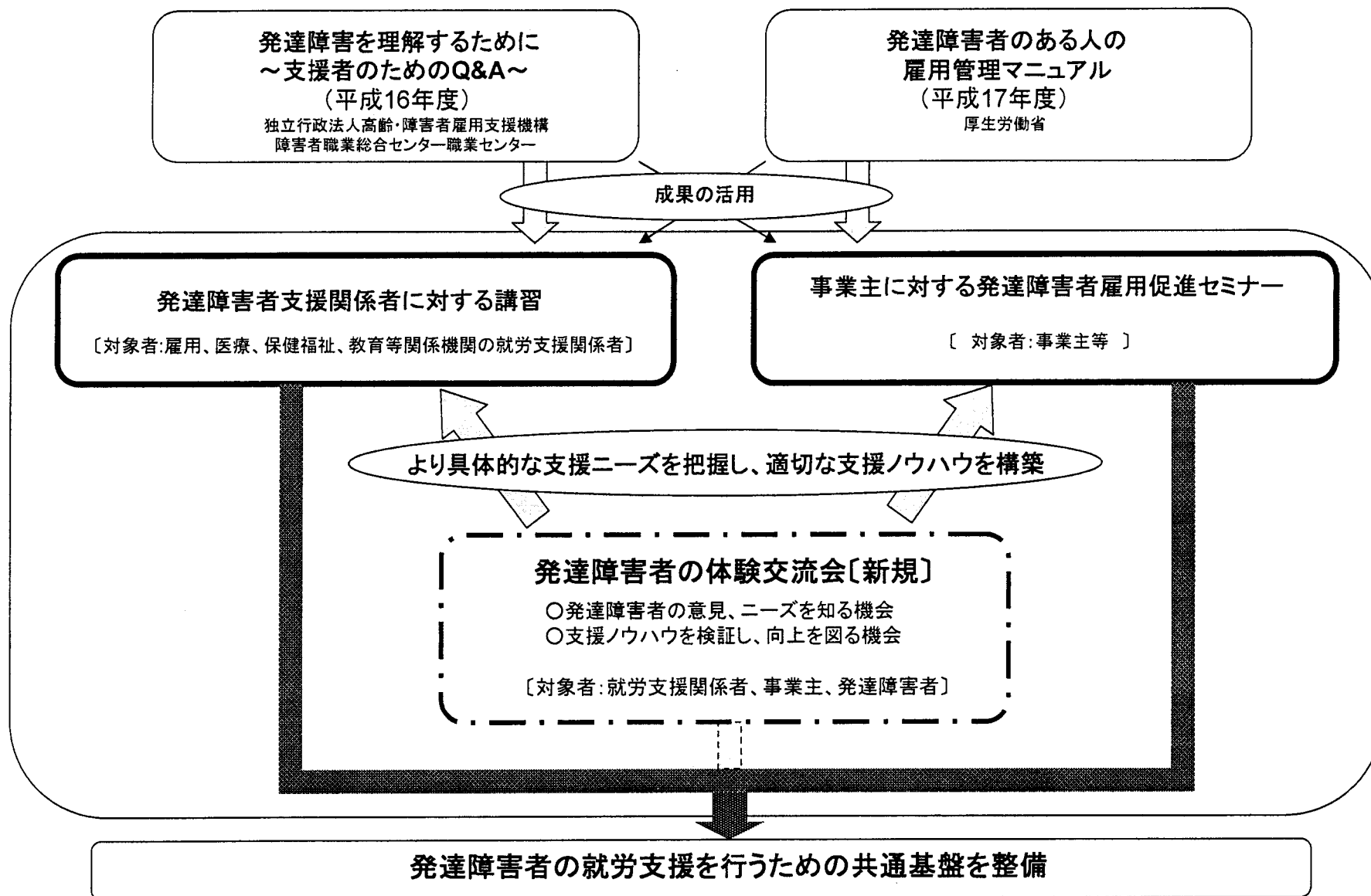


ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、**コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援システムを創設**

- ① 若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築
- ② 発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③ 発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズや応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。



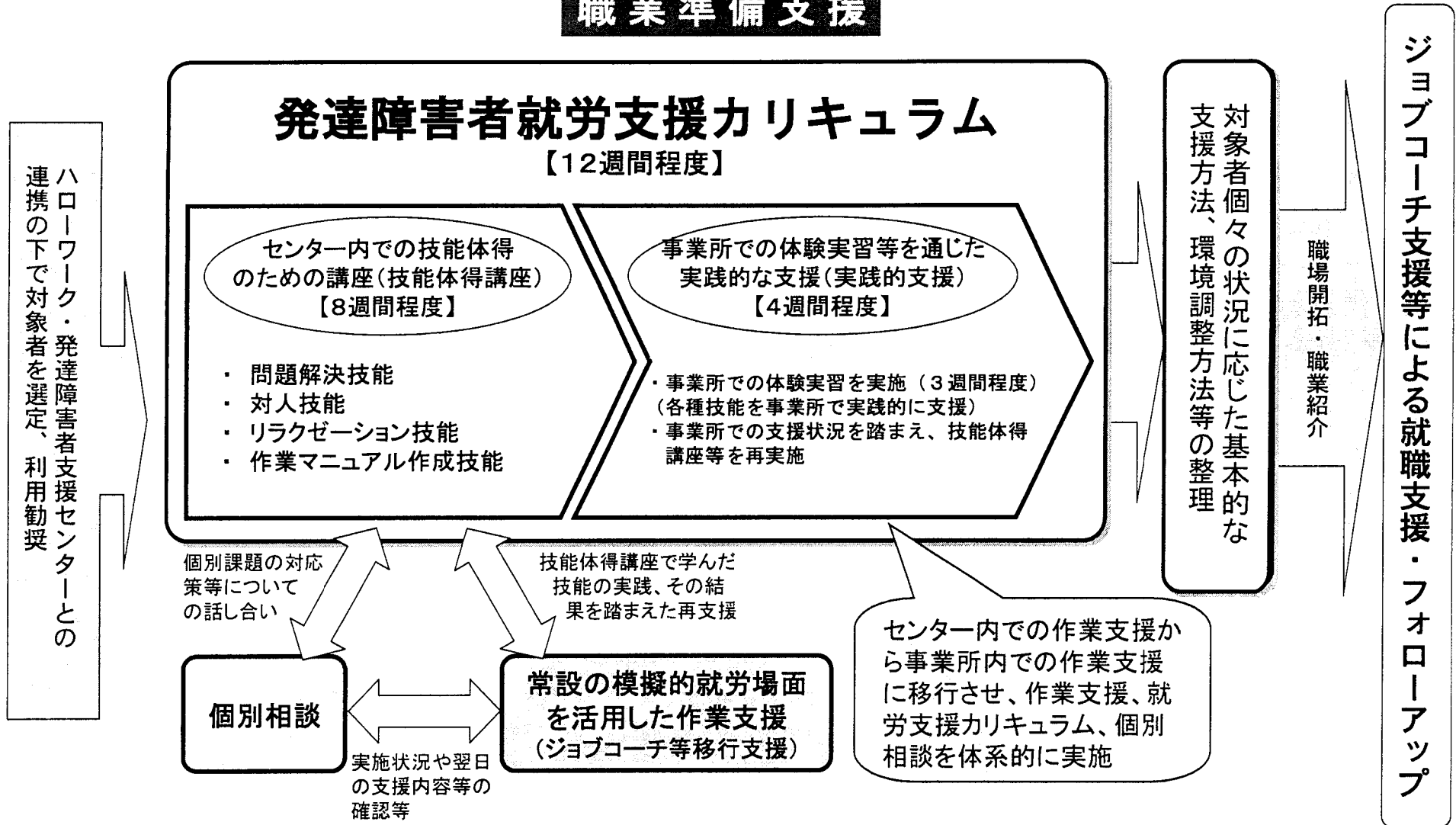
3 就労支援の推進 ⑦発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業の拡充



3 就労支援の推進

地域障害者職業センターにおける発達障害者に対する専門的支援の試行実施の流れ

職業準備支援

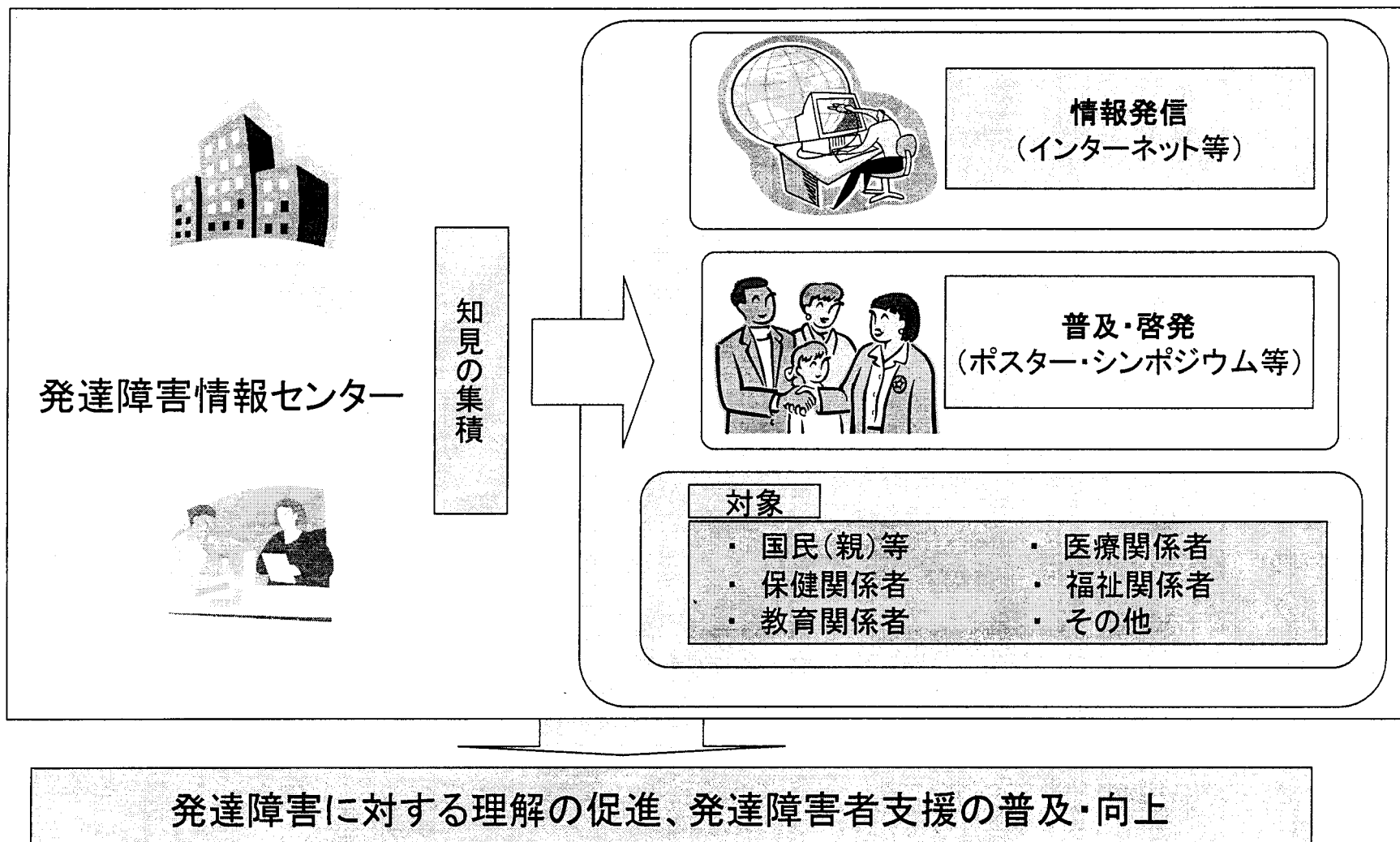


●全国4箇所の地域障害者職業センターで試行 (H19～東京、大阪 H20.7月(予定)～滋賀、沖縄)

4 情報提供・普及啓発

⑨発達障害情報センター

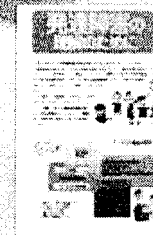
発達障害に関する知見を集積し、全国へ情報提供・普及啓発活動を行う。



発達障害があっても、
誇りをもって生きることができるように、
本人・家族の方、発達障害を知りたい方、
発達障害に関わる方(支援者)に対して、
発達障害に関する信頼のおける情報を
わかりやすく提供します。



2008年3月28日【お知らせ】発達障害情報センターホームページを開設しました。



パンフレット
【発達障害の
理解のために】

本人・家族の方、発達障害を知りたい方へ

こころと体に関する情報

- ◆発達障害に気づく
- ◆発達障害を理解する
- ・乳幼児期
- ・発達障害者支援法ができるまで
- ・就学前後
- ・発達障害ってどんな障害？
- ・思春期
- ・みなさんにわかってほしいこと
- ・成人期

生活支援に関する情報

- ◆発達障害と付き合い(本人)
- ◆発達障害と付き合い(家族など)
- ※ただし、ほ製作しております

社会参加に関する情報

- ◆国の施策
- ◆発達障害者支援法
- ◆福祉・就労等制度の情報
- ◆発達障害者支援センター
- ◆相談窓口の情報

教育に関する情報

- ◆独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(NICE)

5 専門家の育成等 ⑩発達障害に係る研修等

発達障害施策に携わる職員に対する研修等を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。
研修は、小児医療、精神医療、療育の3分野について、それぞれの専門機関である国立機関において医師等を対象とした研修を行う。

1 発達障害者支援センター職員実務研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図る。

期間 5日間 年2回
対象 全国の発達障害者支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名

2 発達障害関係職員研修

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害者の支援の充実を図る。

期間 5日間 年2回
対象 都道府県・政令指定都市の現任者（行政担当者、保健師、保育士等 60名）

3 自閉症に関するセミナー

①自閉症子育て支援セミナー
全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的。

期間 4日間 年2回
対象 全国の自閉症児（者）の保護者 100名

②自閉症トレーニングセミナー
全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的。

期間 5日間 年2回
対象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期間 2日間 年2回
対象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期間 2日間 年2回
対象 全国の精神医療機関の医師等

障害児支援の見直しに関する検討会

報告書

平成20年7月22日

目 次

I. 見直しの背景	2
II. 見直しの基本的な視点	2
III. 今後の障害児支援の在り方	4
1. 障害の早期発見・早期対応策	4
2. 就学前の支援策	6
3. 学齢期・青年期の支援策	8
4. ライフステージを通じた相談支援の方策	10
5. 家族支援の方策	12
6. 入所施設の在り方	14
7. 行政の実施主体	19
8. 法律上の位置付けなど	24
IV. おわりに	25
(参考)	
・ 開催経緯	26
・ 委員名簿	27

I. 見直しの背景

- 近年、少子化が進行する中、社会全体で子どもの育ちと子育てを支えることにより、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいくことが必要となっている。

また、子どもは次世代を担う社会の宝であり、国連の児童権利宣言や児童の権利に関する条約にもあるように、子どもは心身ともに健全に育つ権利を保障されるべきものである。

これらは、障害のある子どもやその家族についても同様であり、障害のあることが大きな不安や負担とならないよう必要な配慮を行い、子どもの育ちと子育てを支えていくことが必要となっている。

- 平成18年には、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりを目指した障害者支援の新しい枠組みである「障害者自立支援法」が施行されている。同法の附則においては施行後3年を目処として見直しを行うこととされ、特に障害児支援は検討項目として明記されており、「自立と共生」という理念を踏まえた検討を行うことが求められている。

また、平成17年には発達障害者に対する支援の促進を目指した「発達障害者支援法」が施行され、平成19年には一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育を推進するための改正学校教育法が施行されている。

- このように障害児を取り巻く環境が変化している状況を踏まえ、本検討会では、関係者からのヒアリングを含め計11回にわたり議論を行い、障害児支援施策全般についての見直しを行い、今後の障害児支援のあるべき姿と、具体的な施策について検討を行ったものである。

II. 見直しの基本的な視点

- 障害児については、子どもとしての育ちを保障していくとともに、障害があることについて専門的な支援を図っていくことが必要である。しかし、他の子どもと異なる特別な存在ではなく、他の子どもと同じ子どもであるという視点を欠いてはならない。障害のある子どももいない子どもも、様々な子どもが互いのふれあいの中で育っていくことは、障害のある子どもにとってもいない子どもにとっても有益なことと考えられる。

- こうした基本認識に立った上で、障害児支援施策の見直しに当たっては、次の4つの基本的な視点を基に検討を行った。

(1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援

- すべての子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばしていけるよう支援を行い、その自立と自己実現を図っていけるよう育成していくことが大切である。特に障害のある子どもは、子どもの時期から適切な支援を行うことが将来の自立と自己実現につながっていくことを踏まえ、子どもの将来の自立に向けて発達を支援していくという視点が重要である。

(2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援

- 子どもが、乳児期、就学前、学齢期、青年期、そして成年期と成長していくに連れ、育ちの場も、関係者も変わっていくことになる。支援を必要としている障害児については、入学や進学、卒業などによって、支援を中心的に行う者が変わるため、支援の一貫性が途切れてしまうことがある。子どものライフステージに応じて一貫して支援を行っていくという視点が重要である。

(3) 家族を含めたトータルな支援

- 近年、子育てを支援するだけでなく、親の子育ての不安をなくし、子育てに自信が持てるようにしていく「親育ち」支援の取組が必要とされている。障害児についても、最も身近な存在である保護者が、子育てに大きな不安感や負担感を抱き、悩み苦しんでいるとしたら、子どもの育ちに何らかの影響を及ぼすおそれもある。子どもの育ちの基礎となるのは家族であり、家族を含めたトータルな支援を行っていくという視点が重要である。

(4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

- 障害児は他の子どもと別に過ごし、別に育っていくということでは、障害の有無にかかわらず地域で共に暮らしていく「共生社会」の実現は困難である。子どもの頃からできるだけ共に学び、遊び、育っていくことが、大人になってからも共に暮らし、共に働く社会の実現につながっていく。

- また、支援を受ける場合にも、自宅から何時間もかかる施設に通うということではなく、できるだけ生活の場から近いところで支援を受けられることが望ましく、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域で支援をしていくという視点が重要である。

Ⅲ. 今後の障害児支援の在り方

1. 障害の早期発見・早期対応策

(1) 障害の早期発見・早期対応の取組の強化

- 障害については、①出産前後や乳児期に分かる場合、②1歳半児健診や3歳児健診などを契機に分かる場合、③保育所等の日常生活の場での「気づき」により分かる場合などがある。

- それぞれ、発見から診断まで、診断からサービス利用に至るまでの過程は異なると考えられるが、いずれの場合にも、関係機関の連携により、なるべく早く親子をサポートしていく体制づくりを目指していく必要がある。

具体的には、

- ① 出産前後や乳児期に分かる場合は、診断が早い場合が多いと考えられるが、親の心理的なケアを含めて、医療機関（産科、小児科等）、母子保健、福祉の関係者が確実に連携する体制を地域で作っていく。

- ② 1歳半児健診や3歳児健診などにおいても、母子保健と福祉とが連携して対応していく必要がある。健診時点では疑いにとどまる場合も含め、確実にフォローを行い、必要に応じて福祉につないでいく体制を地域で作っていく。このため、例えば、障害児の専門機関（障害児の通園施設や児童デイサービス、障害児の入所施設、相談支援事業者、その他地域において障害児の支援に専門的に関わる機関が該当する。以下同じ。）が保健センター等を巡回支援していくことが考えられる。

また、健診を受けていない子どもについては、すべての子どもの健やかな成長を保障する観点から、市町村による個別の確認を促していく必要がある。

- ③ 発達障害等については健診だけでは発見が難しい場合があり、保育所等の

日常生活の場での「気付き」により発見されることが少なくない。子どもの成育の遅れについての保育士等の「気付き」をそのままにしておくことなく、適切な支援につなげていく取組を進めていく必要がある。研修の実施を促すなど保育所等における取組に加えて、障害児の専門機関が保育所等を巡回支援していくことが考えられる。

④ さらに、多様な発達相談の場などで障害が分かる場合もあり、どのような場合でも適切な支援につなげていくための連携体制を作っていくことが必要である。

○ このように、医療機関（産科、小児科等）、母子保健、児童福祉、障害児の専門機関等、関係機関の連携を強化し、早期発見から早期対応につなげる体制を作っていく必要がある。このため、4.（2）でも記述するとおり、市町村の地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関の連携を強め、体制を整備していくことが一つの方法として考えられる。

○ 小規模な町村においても、障害児の専門機関等との連携を図り、早期発見から支援への体制を作っていくことが求められる。

（2）「気になる」という段階からの支援

○ 障害のある子どもは、なるべく早く専門的な支援を行うことが、子どもの発達支援の観点からも大切と考えられるが、①発達障害等の場合で、明確な障害があると判断できないケース、②障害があるが、親がそれに気付き、適切に対応できていないケースなど、十分な支援につなげていない場合がある。このように「気になる」という段階から、親子をサポートできるような仕組みが必要となっている。

○ そのためには、親にとって身近な敷居の低い場所で支援が受けられるようにしていくことが必要である。例えば、障害児の専門機関を行きやすい場にしていくとともに、障害児の専門機関が、保健センターや地域子育て支援拠点などの親子が集まる場に出向いていくことにより、こうした保健センターなどの身近なところで発達相談等の専門的な支援が受けられるようにしていくことが考えられる。

○ また、障害の確定診断前から支援が受けられるようにすることや、例えば、

親の心が揺れているような段階に、発達支援のサービスを体験利用できるようにすることも考えられる。

- このように、親の気付きを大切に、親の気持ちに寄り添った支援を行っていくことが必要である。身近で親に接している者（保健師、保育士等）と、障害児の専門機関の者が、別々に関わるのではなく、連続性をもって重層的に対応していくことにより、早期の支援につなげていくことが求められる。

2. 就学前の支援策

(1) 障害児の支援のあり方

- 現在、就学前の障害児については、専門的療育の機能を持つ障害児通園施設や地域に密着した療育機能を持つ児童デイサービス等の障害児施策において支援が行われているとともに、保育所や幼稚園等の一般施策において障害児の受入れが行われている。
- 将来的な在るべき姿として、障害の有無にかかわらず、保育所等において一体的に支援を行うことを目指していくべきという意見が出された。
現在は、障害のある子どもが他の子どもとは別の場で支援を受けるという場合も多いが、就学前、学齢期、青年期、そして成年期のすべてにおいて、必要な支援体制を整えた上で、障害のある者とない者ができるだけ共に過ごせるようにしていくことは大切なことと考えられる。
- 一方で、例えば障害のある子どもにとっては、障害児の専門機関及び教育機関において専門的な指導や支援を受けることも必要である。また、一般施策において障害児を受け入れる場合には、専門機関による支援を今以上に強化していくことが求められている状況にもある。
- こうしたことを踏まえ、障害児の専門機関である障害児通園施設や児童デイサービスの機能について、地域への支援の役割を強化していくという観点から拡充していくとともに、子どもの育ちに必要な集団的な養育のためにも、保育所等における障害児の受入れを促進していくことが必要である。

(2) 保育所等での受入れの促進

- 保育所での障害児の受入れは年々増加しており、平成19年度に保育所に保育に欠ける障害児を受け入れた場合の保育士の加配についての交付税措置も充実が図られている。引き続き、保育所での保育に欠ける障害児の受入れ等を促していくとともに、保育士等の資質の向上を図っていく必要がある。
- 保育所等での受入れを促進するため、障害児の専門機関が、保育所等を巡回支援していくことが考えられる。また、障害児通園施設や児童デイサービスのスタッフが、保育所等に出向いて行って療育支援を行うことにより、これまで障害児通園施設や児童デイサービスに通っている子どもが並行してなるべく多く保育所等へ通えるようにしていくことが考えられる。
- さらに、親子で通う場であるつどいの広場や子育て支援センター等の地域子育て支援拠点においても、障害児の親子や気になる子どもへの適切な対応のため、障害児の専門機関との連携を図っていくことが必要と考えられる。

(3) 障害児通園施設と児童デイサービスの機能の充実

- 現在、障害児通園施設として、知的障害児通園施設（平成18年10月1日現在で254か所）、難聴児通園施設（同25か所）、肢体不自由児通園施設（同99か所）がある。また、より身近な通所施設として、児童デイサービス（同1092か所）がある。
- これらの障害児の通所施設は、障害児の専門機関として、機能を拡充していくことが求められる。通所施設としての機能を基本として、地域の実情に応じて、保育所等への巡回など外に出て行って障害児や親、保育士等を支援する機能や、障害児や、発達障害など発達上支援が必要な子どもについて相談支援やコーディネートを行う機能を十分に果たせるようにしていくべきである。
こうした機能について、その役割を担う人材や財源を確保するよう個別給付の活用を含めた検討が必要である。
- また、これらの障害児の通所施設については、障害の重複化に対応し、身近な地域で支援を受けられるようにするために、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるようにしていく通所施設の一元化の方向で検討していくべきである。
その際、現在、診療所と一体的に運営されているもの、診療所と併設されて

いるが独立して運営されているもの、単独で運営されているものがあることを踏まえ、その在り方を検討していくことが必要と考えられる。

さらに、現在、障害児通園施設が複数の市町村ごとに設置され専門的療育の機能を果たしているとともに、児童デイサービスが各市町村ごとに設置され地域に密着した療育機能を果たしていることを踏まえ、一元化の在り方について検討していくことが必要である。

- また、現在、予算事業として実施されている重症心身障害児（者）通園事業（280か所）があるが、医療の発達等に伴い重症心身障害児の数が増え、在宅での支援を充実することが求められており、法令上の位置付けも含め検討していくことが必要である。（重症心身障害児の在宅支援の充実については、6.（4）でも記述。）

3. 学齢期・青年期の支援策

（1）放課後や夏休み等における居場所の確保

- 学齢期になると、障害児の日中活動は学校が中心となるが、放課後や夏休み等における居場所の確保策の充実を求める声が多い。障害児の保護者の仕事と家庭の両立を進めるという観点や、レスパイト（一時的休息）の支援を行うという観点からも、重要な課題となっている。
- 現在の支援策としては、市町村の地域生活支援事業として実施されている日中一時支援事業と、当分の間の措置として認められている経過的な児童デイサービス事業がある。また、一般施策においては、安心・安全な児童の居場所の確保策である放課後子ども教室、概ね10歳未満の児童を対象とした留守家庭対策である放課後児童クラブ、及び児童館における障害児の受入れが実施されている。
- 子どもにとっては、放課後や夏休み等の時間を合わせると、学校にいる時間や家庭にいる時間と同じ位になるなど、放課後や夏休み等の対応は重要なものであり、教育機関、一般の児童福祉施策、障害児福祉がそれぞれ連携して対応の強化を図っていくことが必要である。
- まず、学齢期における障害児の支援策として行われている日中一時支援事業

や経過的な児童デイサービス事業については、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること、また、中学時や高校時に活用できる一般施策がほとんどないことを踏まえれば、充実を図っていくことが必要と考えられる。

このため、これらの事業について見直しを行い、単なる居場所としてだけではなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものについては、放課後型のデイサービスとして、新たな枠組みで事業を実施していくことを検討していくべきである。これに当たらないものについても、日中一時支援事業などの活用を図りつつ、放課後等の時間を活用して就労の体験活動を行うなど市町村の実情に応じた創意工夫した取組が引き続き実施されるべきと考えられる。

- また、一般施策である放課後児童クラブにおいても、年々障害児の受入れが拡大しているところである。今後は、専門的な対応を図っていくため、障害児の専門機関が放課後児童クラブ等についても巡回支援していくことが考えられる。

(2) 卒業後の就労・地域生活に向けた教育・福祉・就労施策の連携

- 障害児にとって、学校卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育・福祉・就労施策の連携を図っていくことが必要である。

例えば、特別支援学校高等部等の卒業生の進路を見てみると、就職している者は23%、授産施設等の利用が56%となっており、都道府県によっても差がある現状がある。授産施設等の利用者が就職する割合は年間1%程度となっており、高等部の卒業時から就職する者を増やしていく方策が求められていると考えられる。

- 学校の在学中から、卒業後の地域生活や就労を見据えて、例えば夏休み等において、体験的に就労移行支援事業等の福祉サービス等を利用していくようにすることが考えられる。

- また、卒業後へのつなぎという点では、知的障害を伴わない発達障害者等の就労支援が必要との指摘や、親が元気なうちに親から独立した生活を目指していくべきという指摘、児童養護施設等に入所している障害児についても退所後の支援へのつなぎについての検討が必要との指摘があり、こうしたニーズに対しても適切に対応していくことが求められる。

その際、6.(5)でも記述するとおり、障害児の将来の自立も見据えた住ま

いの在り方についても検討されることが必要である。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

(1) 市町村を基本とした相談支援体制

- これまで、子どもの年齢別に依じて支援策を検討してきたが、子どものライフステージを通じた相談支援の方策についても、一層の充実を図っていくことが必要である。
- まず、障害児の親子の相談支援について中心的な役割を果たす機関としては、平成17年度から児童福祉についての一義的な相談を行う者が市町村とされたことや、障害者の一般的な相談支援事業について市町村が行っていることを踏まえれば、市町村がその役割を担うべきものである。
- その上で、都道府県が、児童相談所、発達障害者支援センター、障害児等療育支援事業の実施によって、広域的・専門的な支援を行い、市町村を支えていくべきである。
さらに、障害児通園施設等の障害児の専門機関が、市町村の相談支援を支える機関としての役割を果たしていくことが考えられる。
このように、市町村を基本として、それを障害児の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を、都市部や町村部などそれぞれの地域の実情に応じて、構築していくことが適当と考えられる。
- その際、相談支援については、身近な市町村を基本としつつ、各地域ごとに、それを担う専門的な人材を確保、養成していくことが必要である。
- 特に、障害児の専門機関が、通所施設等の機能に加え、保育所等への巡回など外に出て行って療育や相談支援を行ったり、障害児や発達上支援が必要な子どもについての相談支援を行ったりすることにより、地域全体の相談支援の充実が図られると考えられる。
- また、相談支援については、例えば保健センターなど、障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で行われることが必要であり、また、「気になる」という段階から相談支援を受けやすいようにしていくことが必要である。

このため、例えば、障害児の専門機関が外に出向いていたり、あるいは、障害児の専門機関を気軽に行きやすい所とするために、名称を「子ども発達センター」のように改めたりといった工夫が必要と考えられる。

- 小規模な町村においても、障害児の専門機関と連携を図ることにより、身近なところで専門的な相談支援が受けられるようにする、あるいは町村への相談を専門的な相談支援につなげる体制を地域の実情に応じて築いていくことが有効と考えられる。

(2) 関係者の連携の強化

- 障害児には、その時々に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、地域自立支援協議会の活用（子ども部会の設置）等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

また、個人情報の取扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことも必要である。

(3) 移行期における支援

- 特に、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援のつながりが途切れるおそれがあるので、切れ目が生じないように関係者の連携を強化し、移行支援を図っていくことが必要である。例えば、保育所等と小学校・特別支援学校が、交流、相互訪問、情報共有、相互理解に努め、積極的な連携を図っていくことが必要である。

(4) 個別の支援計画の作成と活用

- 関係者の連携を図り、子どもの成長に応じて途切れなく障害児の親子を支援していくためには、ケアマネジメントの観点から、障害児について保健、医療、福祉、教育、就労等の各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくかの「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催を進めていくことが必要である。

- 今後、障害児本位のサービス利用の観点から、保護者の意向に基づき、障害児のサービス利用決定の際などに、個別の支援計画づくりや関係者による支援

会議の開催、モニタリングの実施を進めていくことが必要である。その際には、サービス利用計画作成費を活用するなどにより、特に障害の発見時や入学時、進学時、卒業時などの節目において重点的な支援を行っていくことが必要である。

- また、学齢期においては、障害児のサービス利用決定の際などに作成する個別の支援計画や、学校等が作成する個別の教育支援計画について、関係機関の連携・協力により作成・活用することにより、保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の連携を強化していくことが必要である。
- さらに、一貫した支援のため関係者で情報を共有化していくことの重要性に鑑み、個人情報保護に留意しつつ、保護者の同意をとるなどの対応をした上で、障害児についての個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有していくことを促していくことが必要である。例えば、支援の情報をファイルしたものを保護者が所有し、更新していったり、関係者による支援会議で情報を共有したりといった工夫が考えられる。

5. 家族支援の方策

(1) 家族の養育等の支援

- II.(3)で述べたとおり、障害児にとって家族は育ちの基礎となるものであり、子どもの発達支援とともに、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが必要である。

家族の形は様々であると考えられるが、障害児のいる家族にあっても、男性も女性も共に働き共に子育てをする男女共同参画の視点も踏まえた支援が必要である。さらに、公的な支援だけではなく、子どもの育ちを中心として地域等において支え合うといった視点も必要である。

- 具体的には、障害児の家族が、障害の発見時において障害に気付き、適切に対応していくことや、その後の養育の能力を高めていくことを支援するために、次のような支援を検討していく必要がある。

① 心理的なケアやカウンセリング

障害が分かったときのショックや将来に対する不安などを抱えている保護

者に対して、関わりを持っている機関（保健センター・保健所、児童相談所、通園・入所施設など）の専門家により、心理的なケアやカウンセリングを実施する。

② 養育の支援

障害児については、支援者よりも保護者が接する時間の方が長く、養育の方法によって障害の状態や親子関係が悪化することの予防や、子どもの発達支援の観点から、障害児の専門機関が家庭における養育方法の支援を図っていく。

③ 家庭訪問による家族への相談、養育の支援

障害児の専門機関が実際に家庭を訪問し、相談や養育方法の具体的な支援を図っていく。

④ 保護者同士の交流の促進

専門機関による支援と同時に、既に障害児を育て様々な経験のある親の話を知ったり、現に障害児を育てている親同士で相談や情報交換を行ったりするピア・カウンセリングの機会を充実させていくことも重要であり、通所施設や入所施設、家族の会などにおける取組を促していく。

⑤ きょうだい支援

家族の会などにおける障害児のきょうだい（兄弟姉妹）に対する支援の取組も促していく。また、親が障害児以外のきょうだいに関われる時間を持つるようにしていく。

(2) レスパイト等の支援

○ 子どもから一時も目が離せないといった状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽減し、ぎりぎりまで頑張って在宅で育てられなくなるといったことを防ぐため、レスパイト（一時的休息）の支援を図ることが重要である。

○ 放課後対策や行動援護などの在宅支援とともに、特にショートステイは、地域生活を続けていくための重要な支援である。

その際、障害児の日常生活を大きく変化させないためにも、身近な地域でショートステイを利用できるようにしていくことが必要であり、単独型のショートステイや医療的なケアができるショートステイなどについて、人材の確保も

含め充実を図っていくことを検討していくべきである。

(3) 経済的負担等

- 障害児のいる家族の経済的負担については、これまで支援サービスの利用料の軽減等が図られているが、平成21年度以降も続けるようにするなど、家族の負担能力を踏まえた十分な配慮が必要である。また、障害福祉サービスと他の施策との負担上限額の合算制度について検討が必要である。

なお、これに対しては、応能負担とすべきとの意見があった。

- さらに、障害児のいる家庭の負担と経済的状況を分析した上で、更なる経済的支援についても検討すべきとの意見があり、幅広く検討していくべき課題と考えられる。

6. 入所施設の在り方

(1) 障害児の入所施設の役割

(入所施設の役割)

- 現在、障害児の入所施設としては、知的障害児施設（平成18年10月1日現在で254か所）、自閉症児施設（同7か所）、盲児施設（同10か所）、ろうあ児施設（同13か所）、肢体不自由児施設（同62か所）、肢体不自由児療護施設（同6か所）、重症心身障害児施設（同115か所）の7類型がある。（児童福祉法上は、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の4類型）
- 障害児の入所施設が必要な理由としては、次のように、専門性を持って、手厚い支援を行う場としての役割、あるいは保護者が養育困難となった場合の支えとしての役割などが考えられる。
 - ① 濃厚な医療、リハビリが必要（＝比較的短期の利用）
 - ② 濃厚な医療、発達支援等が必要（＝重症心身障害児や重度の行動障害がある場合）
 - ③ 保護者の疾病、障害等の場合
 - ④ 保護者の養育放棄、虐待

⑤ 保護者が不在

- 同時に、子どもは、なるべく地域の中で、家族とともに暮らすことが望ましいと考えられる。このため、入所施設は、上記の役割のほか、母子入園による養育方法の支援や、専門性を有する地域の資源として、地域への支援、家族への支援といった役割を果たしており、その一層の充実が求められていると考えられる。

(児童養護施設等との関係)

- 現在、障害児施設に、虐待を受けた子ども等が入所している一方で、児童養護施設等に障害のある子どもが入所することが増えているという状況がある。
- 上の①、②のように濃厚な医療、リハビリ、発達支援等が必要な場合には、障害児の専門施設での対応が必要と考えられるが、上の③から⑤のように保護者による理由で入所が必要な場合には、子どもの障害の状況等に基づき、それぞれの施設の専門性を踏まえた入所が行われているものと考えられる。
- こうした状況の中、障害児施設と児童養護施設等の在り方について見直し、障害のある子どももない子どもも一体的に対応していくことを検討していくことが、共生社会の観点からは望ましいという意見があった。一方、それぞれの施設において専門性を生かした対応が図られている等の現状を考えた場合、両施設を一元化してしまうことには課題も多いという意見があった。さらに、子どもの状況に応じて、障害児施設と児童養護施設等との間の入所変更が円滑にできるようにすべきとの意見があった。
- 当面、障害児施設においては、虐待を受けた子どもへの対応など社会的養護の機能を充実させていくとともに、児童養護施設等において、障害児への対応の機能を向上させていくなど、それぞれの施設における機能を充実させ、それぞれの障害児が置かれている状況を踏まえた適切な対応を図っていくことが必要と考えられる。
- また、障害児施設、児童養護施設等のいずれに障害児が入所している場合であっても、障害児が退所する場合に、円滑に地域生活に移行できるよう支援を図っていくことが必要である。

(2) 入所施設の機能・類型について

(昼夜・機能別に分けることについて)

- 障害者自立支援法では、障害者施設について、「住まいの場」と「日中活動の場」の昼夜に分けた上で、施設入所支援、生活介護、自立訓練等の機能別に再編が行われている。
- 障害児施設においても、支援の場面においては、夏休みは施設の外で過ごしたり、例えば重症心身障害児についても日中はプレイルームに出て行ったりするなど、昼夜を分けたきめ細かな対応を図っていくことが必要である。
- 他方、制度面においては、
 - ・ 子どもが施設に入所した場合、障害へのケアの機能と、家族代替の機能（監護権、教育権、懲戒権等を含む）を一体として提供する必要がある、機能を明確に分けることが難しいこと
 - ・ 子どもは放課後や夏休みがあるなど、昼夜を明確に分けることが難しく、また、学校があることから日中活動を選べるというメリットが乏しいことから、機能や昼夜で分けることは難しいという意見が出された。支援の場面では昼夜を分けたきめ細やかな対応を図りつつ、制度面においては、こうした現況を踏まえた対応が必要と考えられる。

(障害種別による類型について)

- 現在、障害児施設は上述のとおり障害種別等により類型化されているが、障害者施設については3障害の共通化が図られ、また、学校教育では、平成19年4月から、障害の重複化等への対応のため、従来の盲・聾・養護学校の制度から、複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度への転換が図られた。
- 障害児施設についても、例えば肢体不自由児施設を知的障害や発達障害のある子どもが利用することが増えており、障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、複数の障害に対応できるよう、一元化を図っていくことが適当と考えられる。
- その際、障害児施設においては、医療機関として併せて医療を行っているも

のがある（第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）ことから、こうした医療型の施設と、福祉型の施設に分けて考えていくことが適当と考えられる。その際、医療が必要な知的障害児への医療的対応の充実について検討が必要との指摘があった。

- また、他の障害を受け入れられるようにしつつ、主に対象とする障害の種別を示せるようにするなど、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう、配慮が必要と考えられる。
- 例えば重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児について手厚い人的配置が可能となるようにするなど、基準等について検討していく必要がある。併せて、こうした観点から、重症心身障害などの障害種別の法令上の位置付けについても検討していく必要がある。今後、これらの点を含め、具体的な制度設計について検討を進めていくべきである。

（3）在園期間の延長

（肢体不自由児施設・知的障害児施設）

- 現在、知的障害児施設（自閉症児施設を含む）、肢体不自由児施設（肢体不自由児療護施設を含む）においては、引き続き入所しなければ福祉を損なうおそれがある場合等について、満18歳以降も在所できることとされている。現に、知的障害児施設の約40%、自閉症児施設の約29%、肢体不自由児施設の約9%、肢体不自由児療護施設の約47%が、18歳以上のいわゆる加齢児となっている。
- 今回、障害児支援施策全般の見直しを行うに当たり、歴史的な経緯も踏まえ、機能的には子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には、障害児の入所定員を確保する一方、満18歳以上のいわゆる加齢児については、受け皿づくりなどを進め、障害者施策として対応していくことについて、検討していくべきとの意見が出された。
- こうした見直しを行う場合には、次のように、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が施設から退所させられないことがないようにする措置など、移行に当たっての十分な配慮が必要と考えられる。

- ① 障害児施設の一部を障害者施設に転換し、「障害児施設」と「障害者施設」として併設できるようにする。
 - ② その際、必要となる設備基準が異なるので、経過措置を設ける。
 - ③ 現在入所している者については、移行によって施設から退所させられることがないようにする。
- また、加齢児が多い施設について、障害児施設から障害者施設への転換が進むよう、各地域の障害者福祉計画において他の障害者施設とは別枠で考えるようにするなどの配慮が必要と考えられる。

(重症心身障害児施設)

- また、重症心身障害児施設については、18歳未満からの継続入所のほか、新たに18歳以上の者を入所させることも可能とされており、入所者の約87%が加齢児となっている。
- 重症心身障害児施設について、他の障害児施設と同様の見直しを行う場合については、現に入所している者について施設から退所させられることがないようにするなど、上の①から③に掲げた配慮に加え、児者一貫した支援の必要性を踏まえ、
- ④ 医療面、福祉面での支援についての継続性が保たれるよう、重症心身障害者について、小児神経科医や本人をよく知る保育士等が継続して関わられるようにする。
 - ⑤ 療養介護の基準等について、重症心身障害児の特性に配慮した受入れが可能となるよう検討する。
 - ⑥ ①のとおり、「障害児施設」と「障害者施設」として併設した場合に、設備の共用など一体的な支援のための柔軟な運用を可能とするよう検討する。
 - ⑦ その他、重症心身障害児・者の特性に応じた支援が保たれるよう、現場の実情を踏まえた必要な措置を講ずる。

など、児者一貫した支援の必要性や、現在入所している者の継続入所について、十分な配慮が必要である。

- 以上のように、見直しに当たっては、入所者やその家族に不安が生じないよう、きめ細やかな対応を検討していくことが必要と考えられる。

(4) 重症心身障害児・者の在宅支援

- 近年、支援を必要とする重症心身障害児・者が増えており、施設での支援にあわせ、在宅での支援施策についても充実させていく必要がある。

重症心身障害児・者について在宅での支援を進めていくため、医療的なケアを提供できる短期入所や、訪問看護、通園事業の充実などについて検討すべきである。

(5) 障害児の入所施設・住まいの在り方

- 障害児の入所施設について、入所者の多様化等の状況を踏まえ、心理的ケアなどを行える専門的スタッフの配置について充実を図るべきとの意見があった。

- 障害児の入所施設について、家庭的な雰囲気の中での支援が可能となるよう、小規模な単位での支援ができるような施設の在り方(ユニットケアの推進など)について検討が必要との意見があった。

また、児童養護施策での取組も踏まえ、地域小規模施設制度、障害児のファミリーホーム制度や専門里親制度について検討すべきとの意見があった。

さらに、障害児の将来的な自立も見据えて、自立体験やグループホーム・ケアホーム的な住まいの在り方についても検討すべきとの意見があった。

こうした意見を踏まえ、障害児の入所施設・住まいの在り方について検討を進めるべきと考えられる。

- さらに、障害児の入所施設については、重要な地域資源であり、地域との関わりを深めていくとともに、地域の実情に応じて、2.(3)の通所施設の節で記述したような地域への支援や、短期入所の実施など、地域の中の専門機関としての役割を強化していくべきと考えられる。

7. 行政の実施主体

(1) 障害児施設についての実施主体

- 現在、障害児施設の支給決定は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）の事務とされており、費用面でも国と都道府県が負担をしている。
- 保育所等の施策や障害者施策については、実施主体が市町村となっており、更に障害児の相談支援体制について市町村を中心に強化していくとすれば、障害児施設についても、身近な市町村の役割を高めていくことが必要と考えられる。
- 他方、障害児施設は数が少なく広域調整が必要なことや、入所の必要性などについて専門的な判断が必要なこと、特に小規模な町村においては障害児への専門的な対応が困難なことがあるという現状等を踏まえると、都道府県及び都道府県の児童相談所の専門性に基づく関与も必要と考えられる。
さらに、児童養護施設等への入所措置は都道府県の事務とされており、虐待等の場合でかつ障害児の場合、児童養護施設等と障害児施設のどちらに措置するか等の判断は、一元的に行われる必要があると考えられる。
- こうしたことを踏まえ、今後の障害児支援の実施主体については、身近な市町村としていくことを基本としつつ、以下のように考えられる。

(通所について)

- 通所については、現在、在宅の支援施策や児童デイサービスの実施主体は既に市町村とされており、障害児通園施設についても、実施主体を市町村としていく方向で検討していくことが考えられる。
この場合は、障害児通園施設は約400と市町村数よりも少なく、広域調整が必要となるため、都道府県による支援が必要である。特に町村については、都道府県のバックアップ体制を構築することが必要と考えられる。
なお、これに対しては、障害児通園施設の広域における機能を重視するため、実施主体を都道府県とすべきという意見があった。

(入所について)

【第一案】

- まず、障害児施設への入所について、財政負担を含め実施主体を市町村とし、国、都道府県が重層的に支援する仕組みとする第一案が考えられる。

この場合、入所の支給決定や措置か契約かの判断、措置の場合の入所先の判断などについて、都道府県の意見を聴かなければならないこととすることが考えられる。

- 第一案については、障害児施設への入所措置と入所契約について合わせて市町村の事務とした場合、児童養護施設等への入所措置が都道府県の事務とされていることから、障害児施設と児童養護施設等への入所措置の実施主体が異なることとなるという課題がある。また、現状において、措置について市町村の判断とすることが適切かという課題がある。

【第二案】

- 次に、障害児施設への入所措置については都道府県の事務のままとしつつ、入所契約については市町村を実施主体とする第二案が考えられる。

この場合、障害児施設への入所について、措置の場合と契約の場合で実施主体が異なることとなるため、混乱が生じるおそれがあるという課題がある。

【第三案】

- さらに、障害児施設への入所について、当面は実施主体を都道府県とする第三案が考えられる。この場合には、上述の市町村の役割を高めていく必要性を踏まえ、市町村の関与を現状より強めていくことが適切と考えられる。

例えば、

- ① 一定期間ごとに、市町村が、障害児とその家族の状況を確認し、相談に応じなければならないこととする
- ② 入所の支給決定（3年以内ごと）に当たって、市町村が都道府県に意見を言わなければならないこととする
- ③ また、市町村が当該児童についての個別の支援計画の作成やモニタリングの実施に関わらなければならないこととする

などの仕組みが考えられる。

更に市町村の財政負担の在り方についても検討することが考えられる。

- 第三案とする場合には、その実施状況を踏まえて、将来的に実施主体を市町村とすることを検討していくことが考えられる。その際には、上記第一案、第二案に記述した課題のほか、小規模な町村における実施が可能かどうか、市町

村合併の動向や実施状況を踏まえて十分に検討することが必要である。

【まとめ】

- 以上の整理を踏まえ、実施主体については、都道府県や市町村など現場の意見も踏まえながら、更に検討していくことが必要と考えられる。

(2) 措置と契約について

- 福祉サービスについては、これまで社会福祉基礎構造改革等により、利用者が尊厳をもってその人らしい生活を送れるよう支援するという観点に立って、利用者が自らサービスを選択する仕組みとするため、行政による措置から、利用者と事業者との契約に基づき利用する仕組みへと見直す改革が行われてきている。
- 障害児施設への入所についても、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置によるが、それ以外の場合には契約によることとされている。
- 障害児施設への入所については、入所が必要かどうかの判断を行い、措置か契約かを判断するということが必要になると考えられる。
- この点について、
 - ・ 医療目的の比較的短期間の入所以外は措置とすべき
 - ・ 家族と共に暮らすことが子どもの権利であり原則であるが、それができず入所する場合については、児童福祉法上、国、地方自治体は子どもの健全育成の責任を負っており、措置とすべき
 - ・ 契約制度になったことにより、施設の未収金が増えており、支払い能力がない低所得家庭で利用料が未納の場合には措置とすべき
 - ・ 子どもの現実の権利に立って考えるべき。未納の場合、契約なら施設は養育拒否できることとなり、何回も未納となり親が養育放棄している場合は、行政責任として措置すべきとの意見があった。
- また、措置については、保護者の申し込みによる開始や、保護者の利用選択といった契約的な要素を加え、保護者の選択と行政責任とを両立させる「契約的措置」制度への改正を検討し、短期入所以外の福祉型の入所施設、及び通所施設の利用について、同制度によるべきとの意見が出された。

- こうした考え方に対しては、
 - ・ 緊急時の対応のために措置は必要だが、すべて措置に戻せば問題が解決するということではない
 - ・ 家庭で育てられない、育てることが適切でない養護性のある障害児について措置にすべき
 - ・ 措置が必要な状況に家族が追い込まれる前に、契約制度で施設を利用できるという仕組みが必要
 - ・ 原則は契約として、利用者と提供者とが対等な関係に立つべき
 - ・ 障害種別によって、措置にするというのは不適当との意見など、現行の枠組みを基本とすべきとの意見が多く出された。

- さらに、
 - ・ 未収金については別に対応を考えるべきであり、未収金があるから措置に戻すという問題ではない
 - ・ 子育てをする責任は原則親にあり、行政は、子育て環境の整備や、親が育てられない場合に役割を果たすべき
 - ・ 親が利用料を払わないというのでは社会に支えてもらうことはできない。子どもは、行政ではなく、専門機関の支援を受けつつ、親が育てるべきものであるとの意見があった。

- このように、検討会では、障害児施設の入所の措置と契約について、様々な意見が出されたが、すべての場合が措置又は契約ということではなく、措置による場合も契約による場合もあるという現行制度を基本にしつつ、措置か契約かの判断をより適切に行うべきという観点からの意見が多く出されたものである。

今後、障害児施設の入所を措置とするか契約とするかの判断について、以上のような議論を踏まえて、児童の権利に関する条約等に基づく障害児の権利、社会福祉制度全体の改革の動向、利用者と事業者の対等な関係づくりなどに十分配慮しつつ、更に検討していくことが必要である。

- その際、現在、措置による場合と契約による場合との判断について、都道府県によって差が生じているとの指摘がある。

実際に、知的障害児施設への入所について、多くを措置とした県がある一方、多くを契約とした県があるなど、措置とする条件の解釈が都道府県によって大

大きく異なっているとの指摘がある。さらに、検討会では、保護者の虐待や養育放棄といった措置によるべき場合であっても、契約による入所とされた事例がある等の報告もなされた。

- このため、全国的に適切な判断が行われるよう、判断が難しい事例等について調査を行った上で、上記の様々な意見も踏まえ、関係団体等から意見を聴取しながら、判断基準を更に明確化していく作業を進めていくことが必要である。その検討結果を基に、国において措置によるべき場合と契約によるべき場合についてのガイドラインを作成していくことが求められる。

その際には、児童養護施設等における措置の要件や施設の利用が障害児本位となっているかにも留意した検討が必要である。

8. 法律上の位置付けなど

(根拠となる法律について)

- 以上のような障害児への支援については、障害児についてなるべく一般施策との連携により対応していくという考え方からは、各施設や事業の根拠を「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべきと考えられる。

(サービス提供の体制整備)

- 以上のとおり、発達支援や相談支援などの障害児支援の在り方について検討してきたが、障害のある子どもやその家族が実際にサービスを受けられるようになることが何よりも重要であり、仕組みの見直しとともに、人材の確保も含め、サービス提供の体制整備を図っていくことが不可欠である。

特に、小規模な町村においてもサービスが受けられるよう、都道府県や近隣の障害児の専門機関との連携体制を構築するなど、サービス提供体制の充実に努めていくことが必要である。

(共生社会を目指した取組)

- 以上のような障害児やその家族の視点に立った制度見直しに加え、「重症心身障害児施設に小学6年生が来て、重症児の無心に生きる姿を見て、生きることの大切さや社会福祉の原点を学んでいる。小さいときからそうした活動を増や

すことが必要」との指摘があった。障害の有無に関わらず、すべての人が「自立と共生」できる社会を目指した取組を更に進めていくことが強く求められる。

IV. おわりに

- 以上のとおり、検討会では、今後の障害児支援の在るべき姿と、具体的な施策について検討を行った。

これまでの障害児支援の歴史の重さを踏まえれば、検討期間こそ限られていたが、11回にわたり集中的に検討会を開催し、熱心な議論が行われた結果を取りまとめたものである。

- この検討結果を踏まえ、厚生労働省は、関係部局で連携し、また文部科学省とも連携して、障害のある子どもとその家族を支えていく具体的な仕組みについて検討し、必要な制度改正を行うべきである。

併せて、障害児の保健、医療、福祉、就労と教育とは互いに関連するものであり、今後も厚生労働省と文部科学省による連絡会議を随時開催するなど、連携を強化していくことが不可欠であると考えます。

- 具体的な制度構築に当たっては、障害児支援の現場や関係者、当事者の声などを十分踏まえて、また、国、地方を通じた財源を確保していくよう努めつつ、きめ細やかな検討が望まれる。

- 今回の見直しは、安心して子どもを生き育てられる環境づくりの一つとして、現に障害のある子どもを抱え悩んでいる保護者や、日々障害のある子どもの支援に取り組んでいる方々が抱える課題の改善につながり、すべての障害のある子どもの将来の自立につながるものとなることを、切に願うものである。

(参考)

開催経緯

- 第1回 日時：3月18日(火)
議題：現行の障害児支援施策等について
- 第2回 日時：4月15日(火)
議題：関係団体からヒアリング
- 第3回 日時：4月25日(金)
議題：関係団体からヒアリング
- 第4回 日時：5月12日(月)
議題：障害の早期発見・早期対応策について
就学前の支援策について
- 第5回 日時：5月30日(金)
議題：就学前の支援策について
学齢期・青年期の支援策について
- 第6回 日時：6月10日(火)
議題：ライフステージを通じた相談支援の方策につ
いて
家族支援の方策について
- 第7回 日時：6月16日(月)
議題：入所施設の在り方について
行政の実施主体について
- 第8回 日時：6月24日(火)
議題：これまでの議論の整理①
- 第9回 日時：7月 4日(金)
議題：これまでの議論の整理②
- 第10回 日時：7月14日(月)
議題：とりまとめ①
- 第11回 日時：7月22日(火)
議題：とりまとめ②

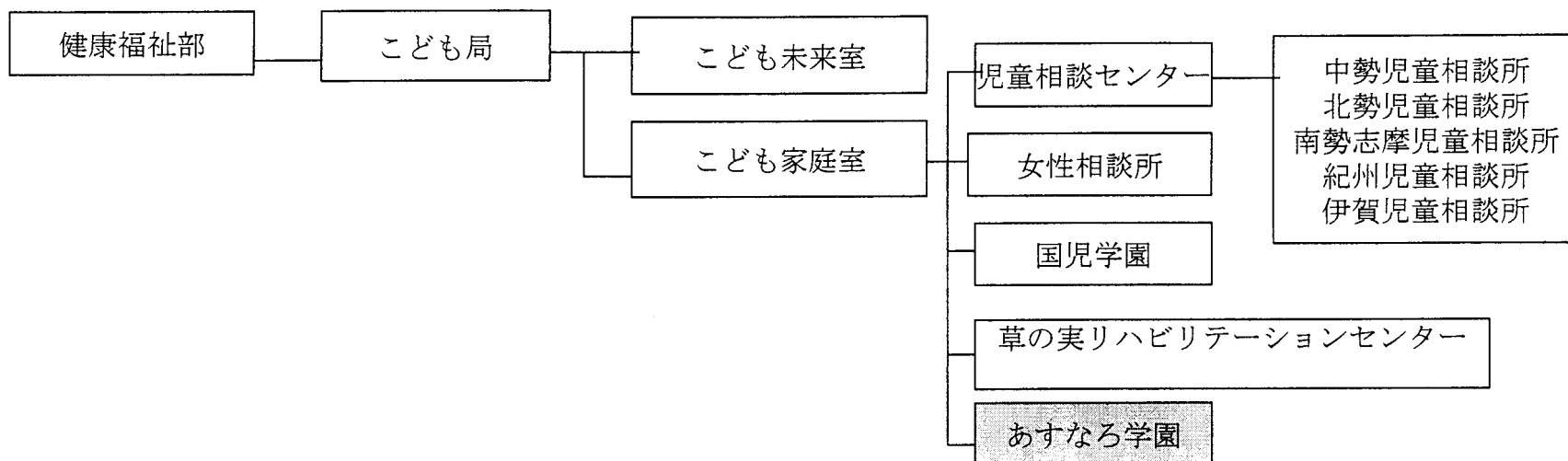
委員名簿

	市川 宏伸	(都立梅ヶ丘病院長)
座長	柏女 靈峰	(淑徳大学教授)
	北浦 雅子	(全国重症心身障害児(者)を守る会会長)
	君塚 葵	(全国肢体不自由児施設運営協議会会長)
	坂本 正子	(甲子園大学教授)
	坂本 祐之輔	(東松山市長)
	柴田 洋弥	(日本知的障害者福祉協会政策委員会専門委員)
	末光 茂	(日本重症児福祉協会常務理事)
	副島 宏克	(全日本手をつなぐ育成会理事長)
	田中 正博	(全国地域生活支援ネットワーク代表)
	中島 隆信	(慶應義塾大学客員教授)
	橋本 勝行	(全国肢体不自由児者父母の会連合会会長)
	松矢 勝宏	(目白大学教授)
	宮崎 英憲	(東洋大学教授)
	宮田 広善	(全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会長)
	山岡 修	(日本発達障害ネットワーク副代表)
	渡辺 顕一郎	(日本福祉大学教授)

自治体における発達障害者施策の 取組み事例①

三重県

三重県の組織



○小児心療センターあすなろ学園

第1種自閉症児施設であり、児童精神科の病院である。

新規外来患者 584名

外来患者 19,607名

延べ入院患者 23,871名

(定員80名)

(平成20年3月31日現在)

* 三重県の人口 1,866千人

18歳未満 317千人

課題とその解消策の考え方

課題 H17頃からあすなろ学園では・・・

- 1 軽度発達障がい児の受診が増加（発達障害に関する課題が社会が認識）
- 2 二次的・三次的障害発生後の受診が増加
- 3 市町・学校からの支援要請が増加

その結果 初診が3～4ヶ月待ち

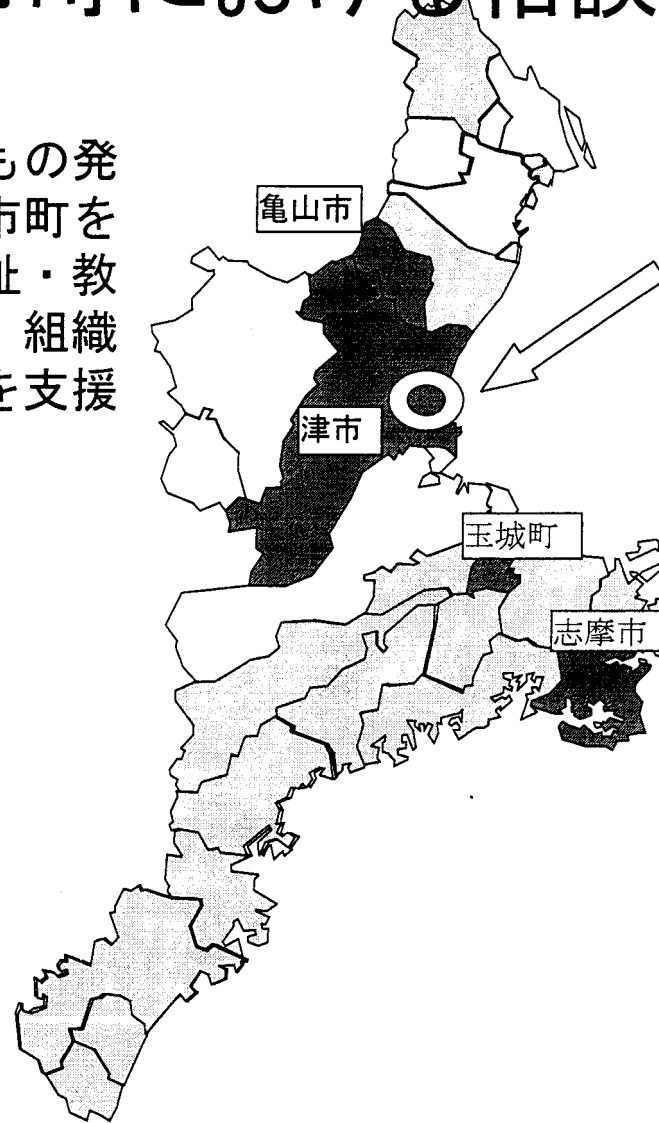


解消するために

- 1 社会全体の障害への理解が必要
啓発、情報発信等
- 2 身近なところで早期発見やフォローができることが必要
 - ①市町における相談体制（総合相談窓口の設置）
 - ②集団における早期発見等のスキル（発達チェックリストと個別支援計画の導入）
 - ③人材育成

①市町における相談体制づくり

あすなる学園こどもの発達総合支援室が各市町を訪問し、保健・福祉・教育の連携（一元化）組織または機能づくりを支援する



県立小児心療センターあすなる学園
こどもの発達総合支援室

○市町における取組状況

三重県内29市町のうち



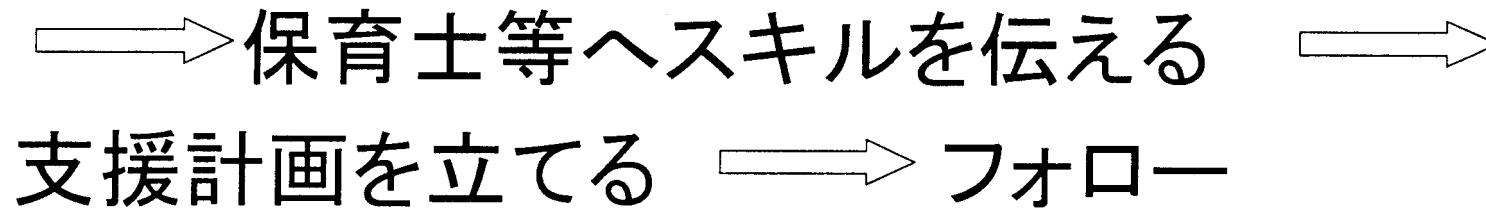
しくみが完成した市町
4市町



H20よりあすなる学園の
支援を受けている市町
15市町

②発達チェックリストの導入

- 集団（保育園等）でチェックリスト（あすなる学園で作成）を使ってチェック。
- あすなる学園職員が指導



将来的には市町の総合窓口が実施することをめざしている

専門性のある人材が必要

③ー1 各市町に対する人材育成

あすなる学園では、平成15年度より市町から職員を受入れ1年間の専門研修を行っている。

平成15年度 保育士（亀山市）

平成16年度 保健師（亀山市）

平成17年度 保育士（亀山市）

	派遣区分	平成19年度	平成20年度
発達障がい支援アドバイザー研修	市町から派遣	保育士2名（志摩市、鈴鹿市）	保育士3名（いなべ市、川越町、鈴鹿市、志摩市） 保健師1名（津市）
	教委内地留学	教員2名（津市、亀山市）	教員2名（いなべ市、名張市）
	計	4名	6名

県の体制として・・・

平成19年度～ あすなる学園にこどもの発達総合支援室を設置

研修や市町での途切れのないしくみづくりの支援、発達チェックリストによる早期発見、早期支援を行う。

こどもの発達総合支援室：室長1名、職員1名、嘱託員4名で構成

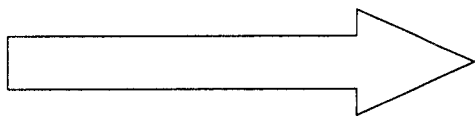
③ー2 市町職員人材育成の内容は・・・
発達障がい支援システムアドバイザーとして
養成（期間：1年間 於：あすなる学園）

【内容】

- ①外来、入院、療育の場面に参加
- ②特別支援教育、関係機関との検討会に参加
- ③市町の保育所、幼稚園、学校への巡回等に同行

【めざすもの】

- ・個別のケースへの指導力の向上
- ・関係機関等との調整能力の向上



「目きき」、「腕きき」の養成

発達障害児支援の取組の概要

途切れのない支援システムの構築をめざして

市町のシステム構築支援

初年度

市町訪問

- ・システム説明
- ・保育園において困っている事例に助言
(発達チェックリストを活用し有用性を認識)



2年度目

発達チェックリストの本格導入
人材育成(実地研修)



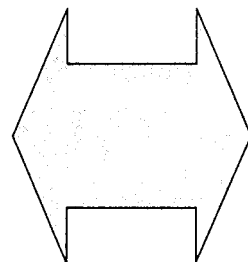
3年度目以降

総合相談窓口設置

(市町における福祉・保健・教育連携による途切れのない支援体制)

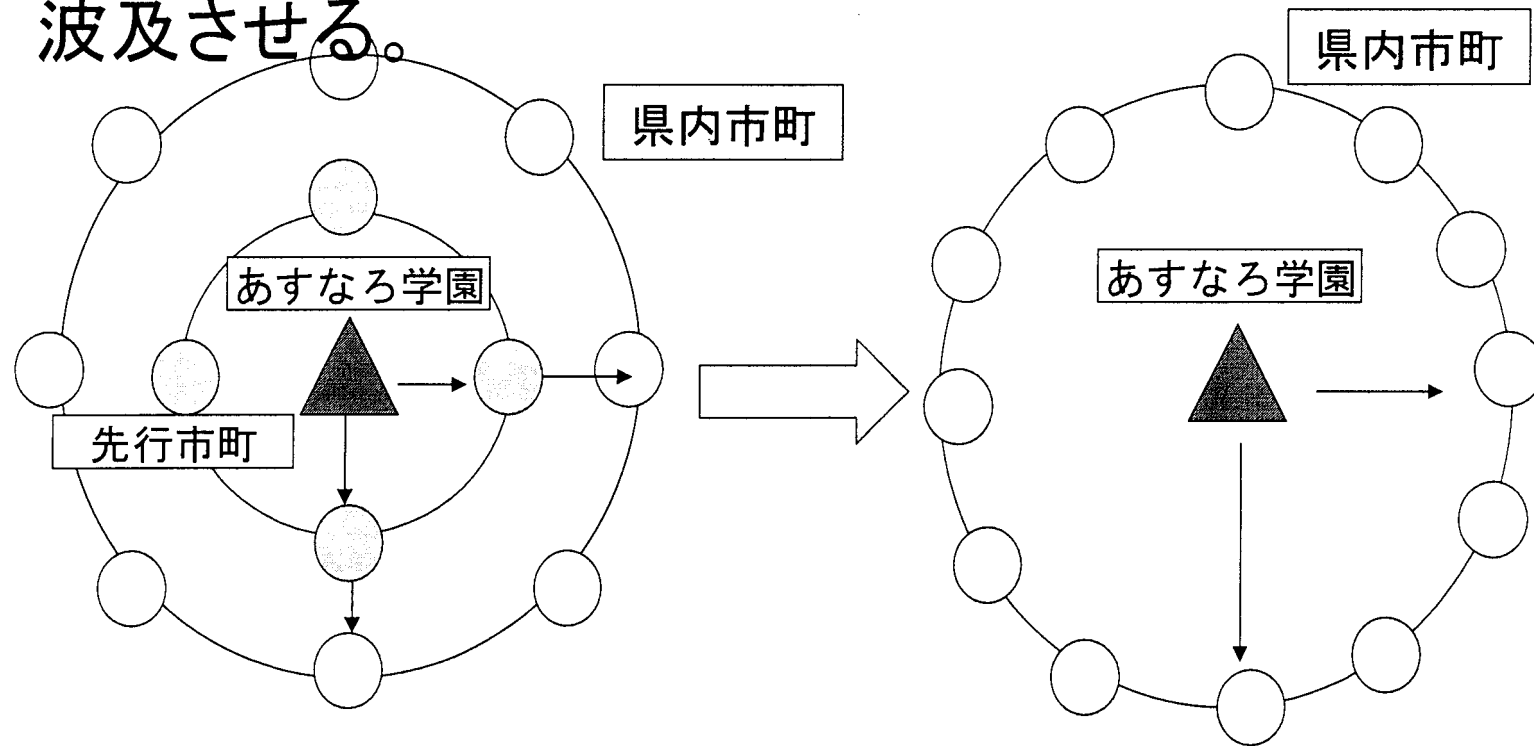
システムの普及、レベルアップ事業

- ・一般向け講演会の開催
- ・未取組市町への情報提供
- ・市町のレベルアップ(事例発表会、研修会等)
- ・育成人材のネットワーク化
(発達障害支援システムアドバイザー)



三重県の目指す姿

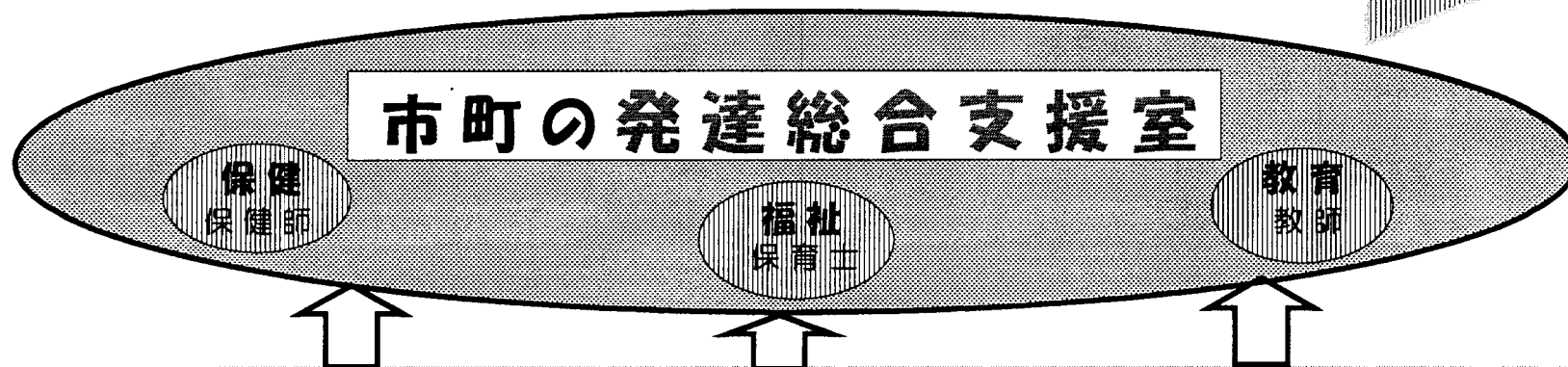
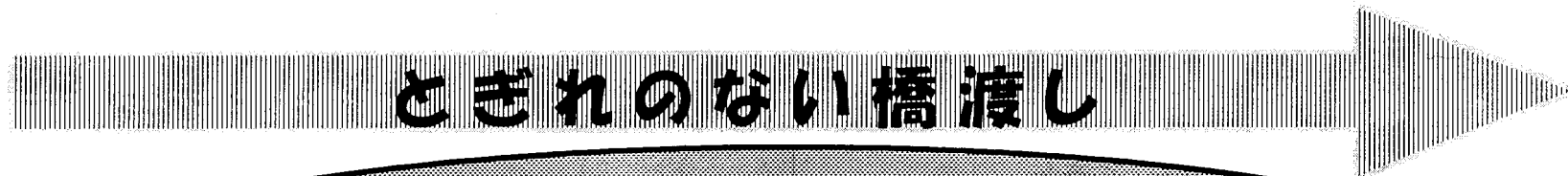
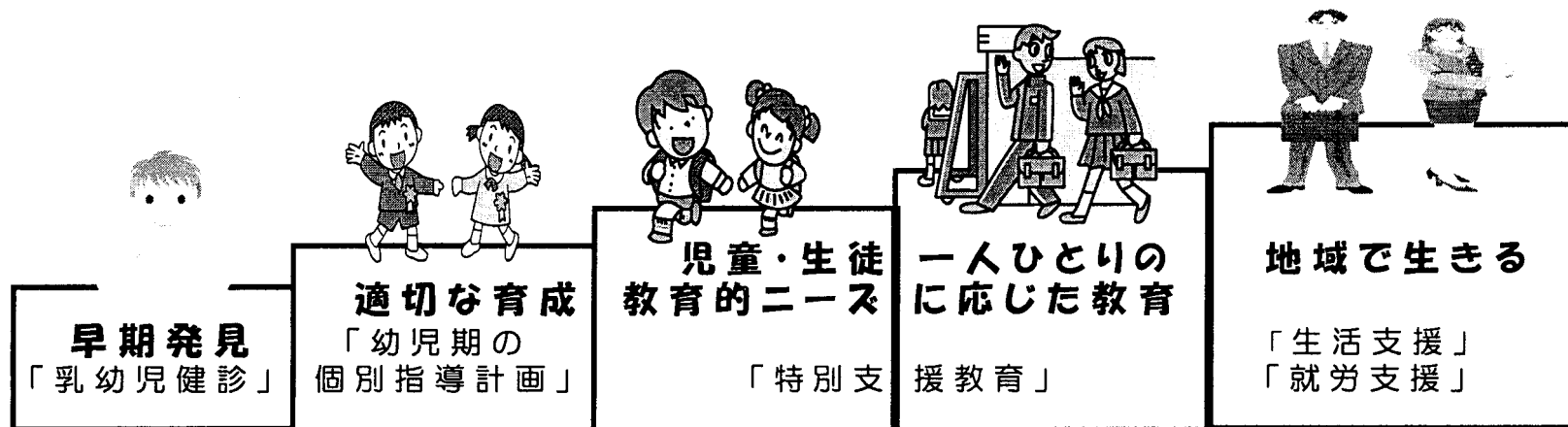
- あすなろ学園の持っているスキルを県内各市町に波及させる。



あすなろ学園は常にバックアップし、スキルの点検を行う

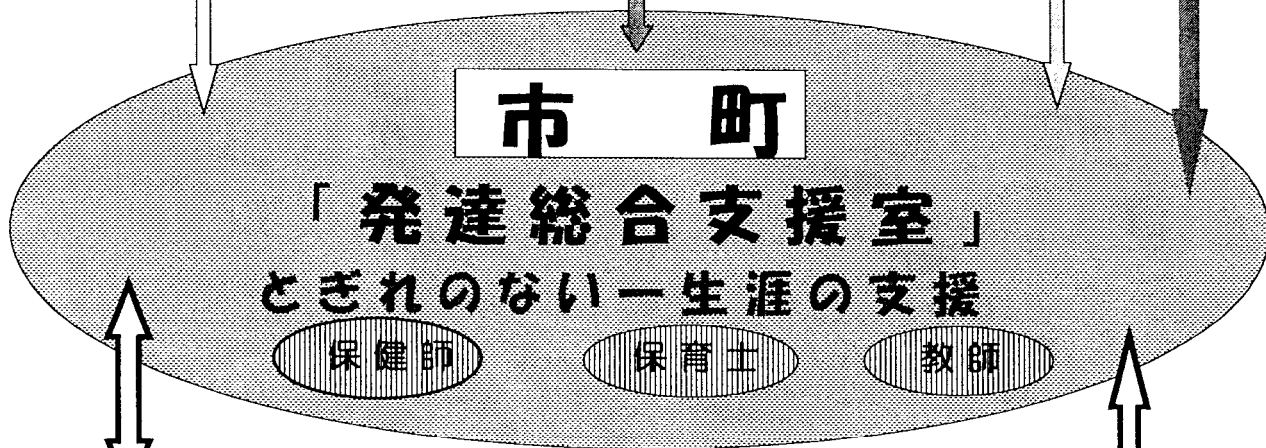
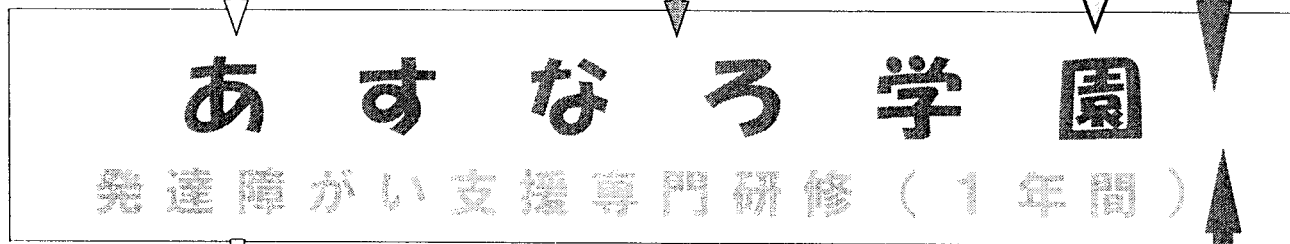
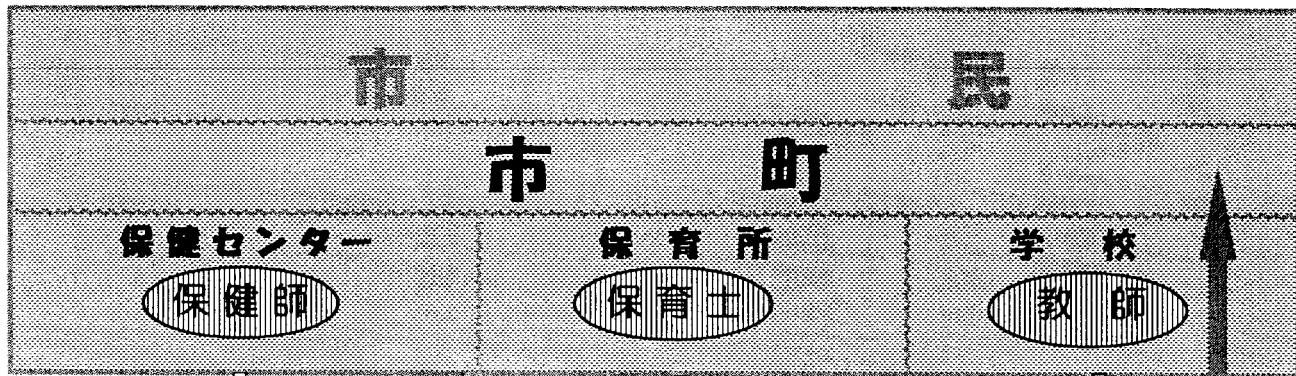
〈めざす姿〉

市町における「発達障がい児・者支援システム」の構築



あすなろ学園のサポート（支援システム構築・人材育成）

発達障がい支援アドバイザー研修



関係機関との連携

- ・ 特別支援学校
- ・ 児童相談所
- ・ 発達障害支援センター
- ・ 医療機関

保護者からの相談
保育所、幼稚園からの相談
学校からの相談

自治体における発達障害者施策の 取組み事例②

舞鶴市

幼保小の発達支援ニュース

幼保小連携発達支援会議

ハイライト:

- ・M-CHAT 6月から実施へ
- ・舞鶴が京都府のグランドモデル地域に
- ・発達支援ファイルを6月から試行実施!
- ・成長・発達トータル支援体制!

幼保小連携発達支援会議の中間報告がまとまりました!

発達障害児等に対する主に就学前施設の支援体制の在り方を議論する幼保小連携発達支援会議(座長 立命館大学産業社会学部教授 荒木穂積氏)では、平成19年度、3回にわたる議論のもとに、このたびその中間報告をまとめました(下記原文掲載)。

今後は、この中間報告に基づき、これら課題の実施の可能性、具体的な方法等について引き続き議論を行う予定です。

(児童・障害福祉課)

目次:

M-CHATを導入した1歳 2 6か月児健診の実施	2
IEP(個別(教育)支援計 画)の取り組み	3
“特別支援教育グランドモ デル地域”に指定	3
幼保小合同研修会の開 催	3
『発達支援ファイル』第1 版の完成!	4
ピックアップ	4

平成19年度幼保小連携発達支援会議報告(中間報告)

平成19年3月に策定の舞鶴市障害者計画で掲げた「子ども一人ひとりのニーズに応じ、かつ乳幼児期から成人期までのライフサイクルを見通しつつ、教育、福祉、保健・医療などの関係機関が連携し、一体となった支援体制、仕組みの構築」を目指し、来年度に継承すべき議論課題を下記ポイントに絞る。

次年度においては、下記項目についてさらに具体的な案を示しながら、各関係機関それぞれがどこまでできるか、実施の可能性も含め、詳細を議論する。

①関係機関の役割分担と接続支援手法

ライフステージに応じて、子どもたちの成長、発達を継続的に支援するために、関係機関の連携、役割分担体制を整理する。特に、早期発見・早期介入および親子指導(母子保健)、集団保育・療育(児童福祉)へ、また集団保育・療育から学校(学校教育)への移行支援について、一貫性のある継続的支援をどのように創り上げていくのか。乳幼児健診およびその後のフォローアップ教室の充実、5歳児対象のスクリーニング、就学指導委員会のあり方検討のほか、個別(教育)支援計画、発達支援ファイル等について試行実施と検証を重ねる。

②あるべき支援体制

小・中学校、幼稚園・保育所、さくらんぼ園等において、発達支援が必要な児童に対するあるべき支援体制を検討する。特に幼稚園や保育所での加配職員については、その基準の違い、十分な加配を備えられないなどの課題があり、考え方を整理する。また、さくらんぼ園については療育環境のあり方も含め、総合的に検討する。

③巡回相談

京都府立舞鶴養護学校トータルサポートセンターが実施する相談支援チームと連携した舞鶴市独自の就学前教育機関・施設等への巡回相談の実施の可能性およびその職務のあり方を検討する。

④研修方法

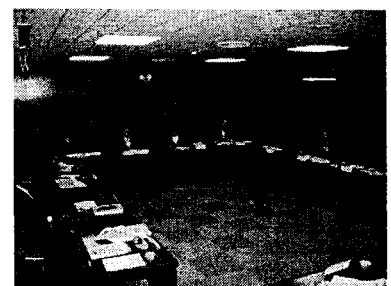
直接事業に従事する職員、スタッフの研修方法について検討する(保健師や小学校・幼稚園・保育所の教員・保育士及びさくらんぼ園の療育担当など)。

⑤親支援のための相談体制

発達障害や、児童虐待についても重要とされる親支援について、精神医療及び心理専門職を配置した支援体制のあり方を検討する。

平成20年3月吉日

幼保小連携発達支援会議
座長 荒木 穂積



第3回の会議(2月20日 市役所)

M-CHATを導入した1歳6か月児健診の実施！

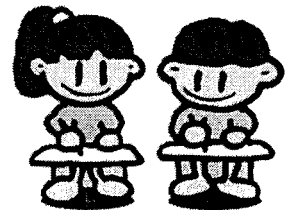
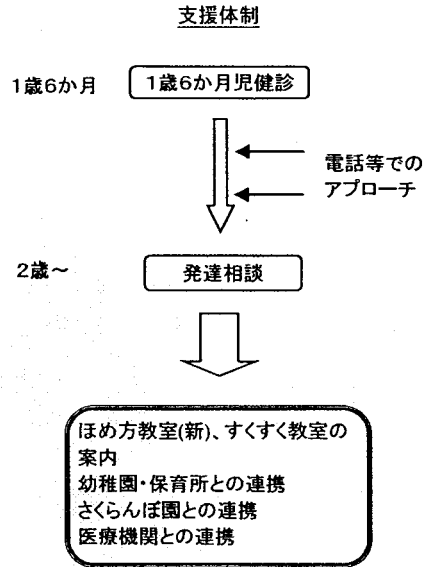
市では平成20年6月から、1歳6か月児健診の従来の問診票に、M-CHATの質問紙を加えて、健診を実施することとなりました。

M-CHAT(Modified Checklist for Autism in Toddlers)とは、日頃の子どもの様子について23項目(舞鶴市では24項目:下記参照)の質問に、はい・いいえでお答えいただく質問紙です。主に自閉傾向のあるお子さんの早期発見・早期支援を目指すもので、国の研究機関の助言をいただきながら、実施します。

子どもさんの発達やかかわり方に悩んでおられる保護者の方々に、子どもの特性に応じたかかわり方の支援を、きめ細かく行っていきます。

また、秋頃から、保護者を対象とした「ほめ方教室」の開催や未就園児を対象とした子どもとの関わり方教室「すくすく教室」を、現在の月1回から回数を増やすなど、発見から早期に支援する仕組みをつくっていきたくと考えています。

(保健センター(健康増進課))



《M-CHAT質問紙》

日頃のお子さん様子について、下記を参考にあてはまるものを○で囲んでください。

- ◎質問の行動が、日頃の様子にあてはまる場合 → 「はい」
- ◎質問の行動をまったくしない(1, 2度しか見た覚えがないなど)、またはしない場合 → 「いいえ」

1. お子さんをブランコのように揺らしたり、膝の上で揺ると喜びますか	はい	いいえ
2. 他の子どもに興味がありますか	はい	いいえ
3. 階段など、何かの上に這い上がることが好きですか	はい	いいえ
4. イナイイナイパーをすると喜びますか	はい	いいえ
5. 電話の受話器を耳にあててしゃべる真似をしたり、人形やその他のモノを使ってごっこ遊びをしますか	はい	いいえ
6. 何か欲しいモノがある時、指をさして要求しますか	はい	いいえ
7. 何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか	はい	いいえ
8. 車や積木などのおもちゃを、口に入れたり、さわったり、落としたりする遊びではなく、おもちゃに合った遊び方をしますか	はい	いいえ
9. あなたに見て欲しいモノがある時、それを見せに持ってきますか	はい	いいえ
10. 1, 2秒より長く、あなたの目を見つめますか	はい	いいえ
11. ある種の音に、とくに過敏に反応して不機嫌になりますか(耳をふさぐなど)	はい	いいえ
12. あなたと顔があったり、あなたが笑いかけると、笑顔で反応しますか	はい	いいえ
13. あなたのすることを真似しますか(たとえば、口をとがらせてみせると、顔真似をしようとしてみますか)	はい	いいえ
14. あなたが名前を呼ぶと、反応しますか	はい	いいえ
15. あなたが部屋の離れた所にあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか	はい	いいえ
16. お子さんは歩きますか	はい	いいえ
17. あなたが見ているモノを、お子さんも一緒に見ますか	はい	いいえ
18. 顔の近くで指をひらひら動かすなどの変わった癖がありますか	はい	いいえ
19. あなたの注意を、自分の方に引こうとしますか	はい	いいえ
20. お子さんの耳が聞こえないのではないかと心配されたことがありますか	はい	いいえ
21. 言われた言葉をわかっていますか	はい	いいえ
22. 何も無い宙をじーっと見つめたり、目的なくひたすらうろろする	はい	いいえ
23. いつもと違うことがある時、あなたの顔を見て反応を確かめますか	はい	いいえ
24. あなたの言った音(マママ、プププなど)を真似をしますか	はい	いいえ

IEP(個別(教育)支援計画)の取り組み

IEP(個別(教育)支援計画)は「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月)において示され、障害等により支援が必要な児童生徒等に対して、就学前から卒業後までをも視野に入れた、教育、福祉、医療、労働等の様々な視点で策定する一貫した計画です。

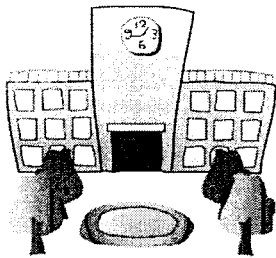
全国的には都道府県を中心に作成を実施しており、京都府下においては各市町村の状況に応じて取り組むこととしています。

市教育委員会では、今年1月より小・中学校(全28校)で各校1ケース以上の個別(教育)支援計画を作成する取り組みを実施しました。

年度末までに全ての学校が計画作成の取り組みを実施し、中には特別支援学級児童全員・通常学級の支援必要児童16名の支援計画を作成した学校もありました(全学校で51件)。

今後はさらに計画作成を推進し、各学校に配置している特別支援コーディネーター対象の研修会(8月開催予定)も含め、支援策の充実を図ります。

(学校教育課)



“特別支援教育グランドモデル地域”に指定！

平成17年度から京都府教育委員会が取り組んでいる発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の一環として、今年度、“特別支援教育グランドモデル地域”に、本市が綾部市とともに指定を受けることとなりました。

このグランドモデル地域は、発達障害を含む障害のある子どもの乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を特に重点的に推

進する地域で、4頁に掲載している発達支援ファイル、及び上記に掲載の、IEP(個別(教育)支援計画)の各取り組みについて、この地域指定を受け、一層推進していきたいと考えています。

(学校教育課、児童・障害福祉課)

幼保小合同研修会の開催

平成20年2月16日、3月22日、幼稚園や保育所、小学校の先生を対象として、第2、3回の幼保小発達障害支援研修会を開催しました。

第2回研修会の第1部では舞鶴市立白糸中学校の後野文雄校長先生から感覚統合指導の重要性の話を、第2部では皇学館大学社会福祉学部教授の小谷裕美先生から自閉症やADHD等、症例ごとの具体的な対応方法について、お話をいただきました。

また第3回研修会では、第1部が京都府立大学社会福祉学部教授の服部敬子先生から幼稚園や保育所現場での発達障害児の現状と具体的な対応策のお話を、第2部では京都府中丹西保健所医務主幹の全有耳先生から集団が苦手な保護者支援と親への対応策等についてのお話をいただきました。

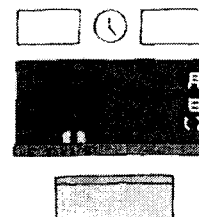
平成19年度の研修会は全3回、発達障害を中心にした多岐にわたる様々なお話をいただき、結果、延べ152人の先生方に受講いただきました。

昨年11月に実施した幼稚園、保育所アンケートでは、“発達障害に係る知識向上の機

会の充実”を求める先生からの意見が多くあったこともあり、今後も引き続き実施したいと考えています。

なお、実施にあたっては、具体的な日程等は未定ですが、関係機関による共催での実施や、一方的な話だけでなく、出席者同士が意見交換できるような研修会を開催したいと考えています。

(児童・障害福祉課)



『発達支援ファイル』第1版の完成！

第2回発達支援手帳研究会(平成20年2月20日開催)において、「発達支援ファイル」の構成・内容が決まりました。

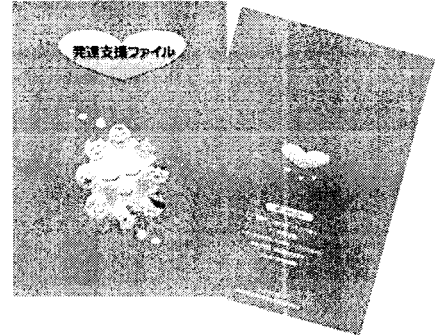
この「発達支援ファイル」は、その子に支援が必要と判断された時期から保護者にファイルを持っていただき、発達状況を保護者や関係機関が順次記録し、蓄積していくとするものです。

これまでは成長の段階等に応じて関係する機関・施設が変化の中で、保護者にとってはその度に成長過程等を説明しなければなりません。しかし、このファイルを見ることによって、関係機関・施設は、すぐに次の支援につなげることができるようになります。

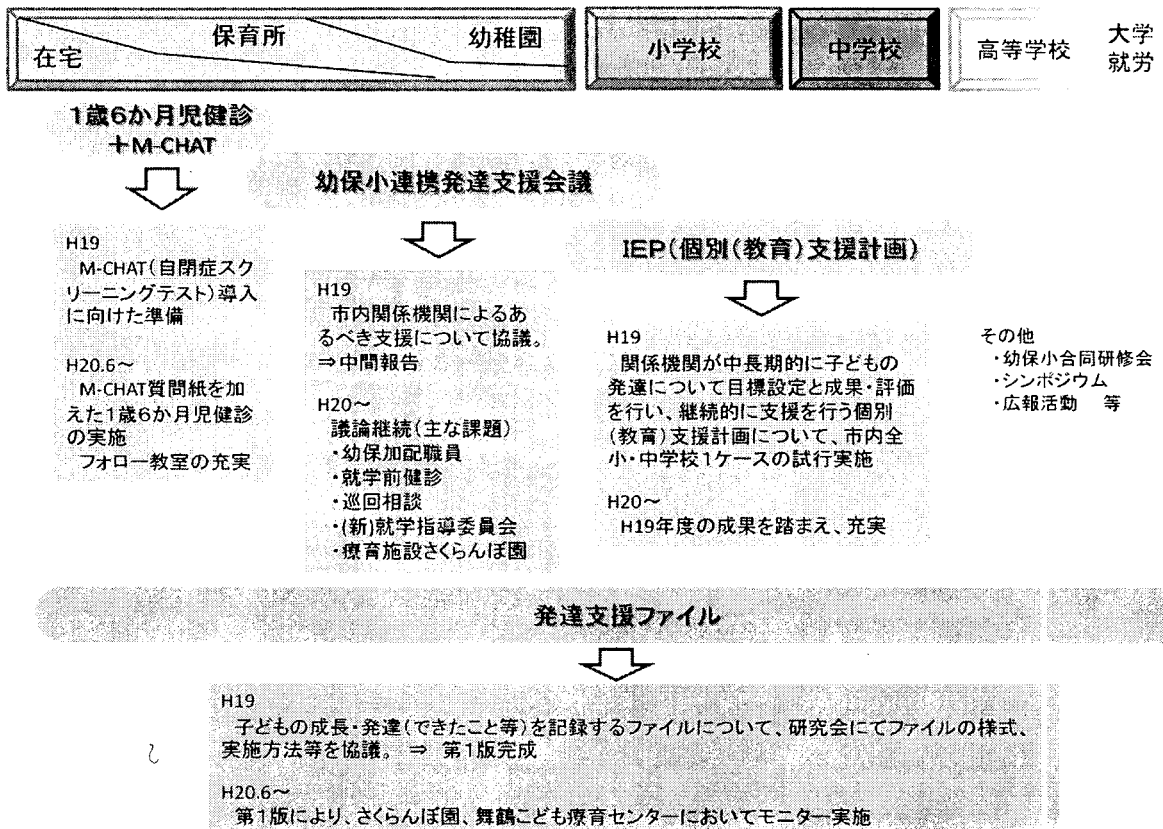
今後6月から“京都府立舞鶴こども療育センター”と“障害児通園施設さくらんぼ園”の2施設での試行導入を計画しています。

およそ1年間の試行導入により、利用いただいた皆さんからのご意見等をいただく中で、さらによりよいものへと改良していきたいと考えておりますので、今回導入を計画している2施設に通われている保護者の皆様、そして市内関係機関の皆様におきましては、ファイルへのご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

(児童・障害福祉課)



《 発達（障害）支援の取り組み全体の概要 》 ～成長・発達トータル支援体制～



舞鶴の子どもたち一人ひとりを育み、その発達を支援し、いきいきと自分らしく幸せな人生を送れるよう、家族や学校、施設など地域全体で、支える仕組みの構築

平成19年3月 障害者計画策定委員会児童部会

事務局

舞鶴市児童・障害福祉課

電話 0773(66)1033

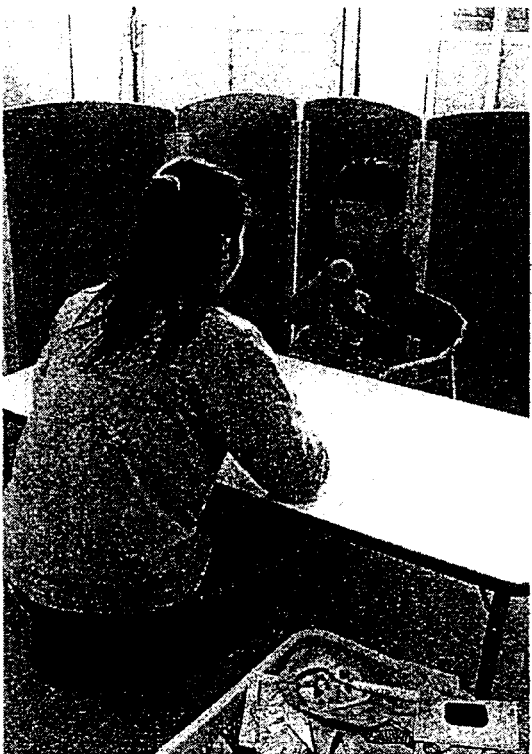
FAX 0773(62)7957

Email: jido-syougai@post.city.maizuru.kyoto.jp

発達障害の子、成長過程一目で

京都 20.6.28

保護者がファイルに記録



「発達障害」のある子どもたちの成長過程を保護者が継続して記録する「発達支援ファイル」が、舞鶴市内で今月から府内で初めて導入された。進学進級時などに担任教師らが支援や成長の経過を一目で理解でき、自閉症など一人一人必要なサポートが異なる子どもを効果的、継続的に支えるのが狙いだ。

(川辺晋矢)

同障害は▽読み書き計算などが不得手な学習障害(LD)▽注意欠陥・多動性障害(AHDH)など、先天的な脳機能障害の総称。国は小中学生の六・三〇に可能性があると推計するが、障害の有無は外見などからは判断が困難。支援が後手に回るケースもある。ファイルは、検診な

府内初、舞鶴で導入

どで支援が必要とされた子どもへの保護者のうち、希望者に配り▽乳幼児～成人までの発達記録▽家族環境▽医療や福祉とのかわりなどを記入。保護者自身で管理し、必要な場合に教育現場に提供するが個人情報などはペーシを取り外せる。幼児期の欄では▽年齢▽生活習慣▽運動の発達▽対人関係の発達に区分。「五歳三カ月偏食がましになってきた(野菜はまだ苦手)」「待ち時間が長

遊びを通じ、保育士とやりとりする自閉症の糸井春樹ちゃん。発達障害のある子どもの支援には、保護者と支援機関が情報を共有して信頼を密にすることが欠かせない(舞鶴市余部下・障害児通所施設「きんぽんぼ園」)

進学進級時 適切な支援に反映

いと大きい声で独り言を言う」などと具体的な記述。苦手だったが、施に備える。モニターの一人で、長男春樹とを中心に書き込むのがポイント、という。同じ診断名でも必要(3)は「今は保育士な配慮は一人一人異なるが息子の状態をわかり、普通学級、養護学級など症例によって通学先が異なる。保護者は担任交代など教育環境が変わっても、対応の境が変わるたびに説明の必要があった。開発の中心となった

このため市には教育現場から対応方法についての相談が多く、二〇〇六年度見直しの「市障害者計画」に支援のための体制づくりを盛り込み、研究に着手。医師、教育関係者らがファイルを開発した。保護者も、子どもの成長度合いを点でなく線で理解でき、注意すべき点を事前に学校などに伝えることでトラブルを防ぎ、適切な支援につなげる仕組み。本年度は約四十人に書き方例と一緒に配布

